

地方公会計の推進に関する研究会
報 告 書
(平成 30 年度)

平成 31 年 3 月

目次

はじめに	．．．	1
第1 地方公会計の意義とこれまでの取組		
1 地方公会計の意義	．．．	2
2 これまでの成果と今後の課題	．．．	3
(1) これまでの成果	．．．	3
(2) 統一的な基準策定後の取組と展開	．．．	6
3 地方公会計の更なる活用に向けて	．．．	7
第2 セグメント分析の推進 ーセグメント別財務書類の作成・分析		
1 セグメント分析の有用性と課題	．．．	8
(1) セグメント分析の有用性	．．．	8
(2) 課題	．．．	9
2 ワーキンググループにおける検討経過	．．．	9
(1) 公募5団体によるセグメント別財務書類の作成	．．．	9
(2) 5団体のセグメント別財務書類の共通性	．．．	12
3 施設別財務書類の基本的な考え方と作成手順等	．．．	13
(1) 基本的な考え方	．．．	13
(2) セグメント別財務書類作成にあたっての留意事項	．．．	25
(3) 作成手順等	．．．	27
4 今後の課題	．．．	28
(1) 事業別等の財務書類の作成	．．．	28
(2) セグメント分析手法の標準化	．．．	29
第3 公会計情報の活用 ー財務書類から得られる各種指標の分析		
1 財務書類から得られる各種指標の狙い	．．．	30
2 指標の検証	．．．	31
(1) 資産の状況	．．．	32
①住民一人あたり資産額	．．．	32
②有形固定資産の行政目的別割合	．．．	32
③歳入額対資産比率	．．．	32
④有形固定資産減価償却率	．．．	32

(2) 資産と負債の比率	．．．	33
①純資産比率	．．．	33
②社会資本等形成の世代間負担比率(将来世代負担比率)	．．．	33
(3) 負債の状況	．．．	34
①住民一人当たり負債額	．．．	34
②基礎的財政収支	．．．	34
③債務償還可能年数	．．．	36
(4) 行政コストの状況	．．．	39
①住民一人当たり行政コスト	．．．	39
②性質別・行政目的別行政コスト	．．．	39
(5) 受益者負担の状況	．．．	39
①行政コストに占める受益者負担の割合	．．．	39
3 今後の課題	．．．	40
(1) 決算統計に基づく従来 of 指標との関連性	．．．	40
(2) 所有外資産の取扱い	．．．	40
第4 公会計情報の「見える化」	—比較可能な形による財務書類の開示	
1 公会計情報の「見える化」の目的	．．．	42
2 財務書類等の統一的な開示と一覧化	．．．	43
(1) 統一的な開示の様式	．．．	43
(2) 一覧化の様式	．．．	48
3 今後の課題	．．．	50
おわりに	—地方公会計の定着と推進に向けて	．．． 51
開催要綱	．．．	54
委員名簿	．．．	55
開催状況	．．．	56
参考資料	．．．	59

はじめに

国・地方を通じた厳しい財政状況の中で、財政の透明性を高め、国民・住民に対する説明責任をより適切に果たすとともに、財政の効率化・適正化を図るため、現金主義会計を補完するものとして、企業会計の考え方及び手法を活用した発生主義会計に基づく財務書類等の開示が推進されてきた。

平成 26 年には、発生主義・複式簿記の導入、固定資産台帳の整備により客観性・比較可能性を担保した「統一的な基準」による地方公会計の整備の方針が示され、原則として平成 29 年度までに当該基準による地方公会計を整備し、予算編成等に活用するよう地方公共団体に要請された。平成 30 年 6 月 30 日時点では、1,788 団体（都道府県及び市区町村）中 1,666 団体（93.2%）が統一的な基準による財務書類を作成済み¹となっている。

統一的な基準による地方公会計の整備が進んだことにより、財務状況やストック情報が「見える化」され、団体間比較が可能になったことを踏まえ、今後の地方公会計は、財務書類や固定資産台帳を適切に作成して開示するとともに、経年比較や類似団体間比較、財務書類の数値から得られる指標を用いた分析等を行い、資産管理や予算編成等に活用されることが期待されている。

このため、平成 28 年度に開催された「地方公会計の活用のあり方に関する研究会」の報告書においては、活用事例の掘り起こしや、地方公会計の整備促進に資する質疑応答集の充実、地方公会計の整備により得られる指標の検証と団体間比較の方法等についてとりまとめられ、平成 29 年度に開催された「地方公会計の活用の促進に関する研究会報告書」では、引き続き質疑応答集の充実が図られるとともに、適切な財務書類の作成及び固定資産台帳の更新の方法、財務書類等の分析の方法等についてとりまとめられるなど、地方公会計の活用の方法について研究が重ねられてきた。

統一的な基準による財務書類等を作成した多くの地方公共団体等において、今後、その情報が資産管理や予算編成等において活用されるよう、引き続き活用事例の収集を行うとともに、施設別、事業別等のセグメント別財務書類の作成・分析、財務書類から得られる各種指標の分析、比較可能な形による財務書類等の開示のあり方等を検討するため、平成 30 年 6 月に本研究会が設置され、4 回にわたり議論を重ねてきた。

本研究会の検討結果が、資産管理や予算編成等における地方公会計の情報の活用を通じて、財政マネジメントの強化に寄与することを期待するものである。

¹ 「統一的な基準による財務書類の整備状況等調査（平成 30 年 3 月 31 日時点）」（総務省）

第1 地方公会計の意義とこれまでの取組

1 地方公会計の意義

地方公共団体の厳しい財政状況の中で、財政の透明性を高め、住民に対する説明責任をより適切に果たすとともに、財政の効率化・適正化を図るため、現金主義・単式簿記による予算・決算制度を補完するものとして、財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書等）の開示が推進されてきた。

発生主義・複式簿記を採用することで、現金主義・単式簿記だけでは見えにくい減価償却費、退職手当引当金といったコスト情報、また、資産・負債といったストック情報の把握が可能になる。発生主義・複式簿記による財務書類を作成し、開示することにより、減価償却費等を含むコスト情報・ストック情報が「見える化」され、住民や議会への説明責任をより適切に果たすとともに、財政マネジメント等への活用が期待される。また、統一的な基準では、固定資産台帳の整備を前提としているため、資産の情報を網羅的に把握することにより、公共施設マネジメント等への活用が期待される。

地方公会計の意義

1. 目的

① 説明責任の履行

住民や議会、外部に対する財務情報の分かりやすい開示

② 財政の効率化・適正化

財政運営や政策形成を行う上での基礎資料として、資産・債務管理や予算編成、政策評価等に有効に活用

2. 具体的内容(財務書類の整備)

現金主義会計

- ◎ 現行の予算・決算制度は、現金収支を議会の民主的統制下に置くことで、予算の適正・確実な執行を図るという観点から、現金主義会計を採用

※ 財政健全化法に基づく早期健全化スキームも整備

補完

発生主義会計

- ◎ 発生主義により、ストック情報・フロー情報を総体的・一覽的に把握することにより、現金主義会計を補完

<財務書類>

地方公会計

- ・ 貸借対照表
- ・ 行政コスト計算書
- ・ 純資産変動計算書
- ・ 資金収支計算書

企業会計

- ・ 貸借対照表
- ・ 損益計算書
- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ キャッシュ・フロー計算書

3. 財務書類整備の効果

① 資産・負債(ストック)の総体的・一覽的把握

資産形成に関する情報(資産・負債のストック情報)の明示

② 発生主義による正確な行政コストの把握

見えにくいコスト(減価償却費、退職手当引当金など各種引当金)の明示

③ 公共施設マネジメント等への活用

固定資産台帳の整備等により、公共施設マネジメント等への活用が可能

2 これまでの成果と今後の課題

(1) これまでの成果

地方公会計の整備については、平成 12 年及び平成 13 年に、決算統計データを活用した普通会計のバランスシート、行政コスト計算書等のモデルが総務省から示され、本格的な取組が始まった。平成 18 年には、複式簿記の導入と固定資産台帳の整備を前提とした「基準モデル」と、総務省方式に固定資産台帳の段階的整備を盛り込んだ「総務省方式改訂モデル」が総務省から示されるとともに、「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）及び平成 18 年に施行された行政改革推進法（平成 18 年法律第 47 号）において、資産・債務改革の推進を図る観点等から、地方公共団体に対し、財務書類等の作成が要請された。

地方公共団体においては、各団体の財政運営上の必要に応じて基準モデル又は総務省方式改訂モデルによる財務書類等の作成が進められ、地方公会計の整備は着実に推進されてきた。一方で、財務書類の作成方式が選択方式であり、かつ、独自の基準により財務書類を作成する地方公共団体もあったことから、比較可能性を確保するため、作成基準の統一が課題となった。また、地方公共団体における公共施設等の老朽化対策が喫緊の課題となる中で、どの団体においても固定資産台帳を整備し、資産を網羅的に把握することが求められるようになった。

このため総務省において、平成 22 年から「今後の地方公会計の推進に関する研究会」が開催されて議論が進められ、平成 26 年にとりまとめられた同研究会報告書において、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準が示された。また、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間で、全ての地方公共団体において統一的な基準による地方公会計を整備するよう、総務省から各地方公共団体に要請された。

各地方公共団体の財務書類等の作成状況をみると、平成 29 年度末時点で、1,788 団体（都道府県及び市区町村）中 1,704 団体（95.3%）が固定資産台帳の整備を、1,577 団体（88.2%）が統一的な基準による財務書類の作成を行っており²、総務省から要請された平成 29 年度末までに、ほぼ全ての地方公共団体において、統一的な基準による財務書類の作成及び固定資産台帳の整備が完了し、地方公会計の整備については一定の進展が見られたところである。

² 「統一的な基準による財務書類の整備状況等調査（平成 30 年 3 月 31 日時点）」（総務省）より。なお、平成 30 年 6 月 30 日時点では、1,666 団体（93.2%）で財務書類を作成。

○これまでの地方公会計整備の取組

平成 12 年 3 月	○地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書のとりまとめ
平成 13 年 3 月	○地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書－「行政コスト計算書」と「各地方公共団体全体のバランスシート」－
平成 17 年 12 月	○行政改革の重要方針（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定） ・地方においても、国と同様に資産・債務改革に積極的に取り組むよう要請
平成 18 年 5 月	○新地方公会計制度研究会報告書 ・基準モデル及び総務省方式改訂モデルによる財務 4 表の作成手順の提示
6 月	○行政改革推進法（平成 18 年法律第 47 号）施行 ・地方に資産・債務改革を要請、国は企業会計の慣行を参考とした貸借対照表など地方に対して財務書類の整備に関して助言を行うことを規定
7 月	○「新地方公会計制度実務研究会」発足
8 月	○「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」（総務事務次官通知） ・新地方公会計モデルを活用した財務書類の整備、資産・債務改革に関する具体的な施策の策定を要請
平成 19 年 6 月	○「地方公共団体財政健全化法」の成立
10 月	○「公会計の整備促進について」（自治財政局長通知） ・新地方公会計モデルを活用した財務書類の整備、資産・債務改革に関する具体的な施策の策定を改めて要請するとともに、「財務書類の分かりやすい公表に当たって留意すべき事項」を提示 ○新地方公会計制度実務研究会報告書 ・「新地方公会計制度研究会報告書」で示されたモデルの実証的検証及び資産評価方法等の諸課題について検討した上で、財務書類の作成や資産評価に関する実務的な指針を公表
平成 20 年 6 月	○「地方公会計の整備促進に関するワーキンググループ」発足 ・「基準モデル」及び「総務省方式改訂モデル」による財務諸表の整備が中小規模団体でも円滑に進むよう、作成上の課題に対する解決方策の検討や連結財務諸表作成のより詳細な手順などを検討
平成 21 年 1 月	○「新地方公会計モデルにおける資産評価実務手引」の提供 ・新地方公会計モデルにおける資産評価の基本原則に関する解説や評価方法の事例などを踏まえてとりまとめたものを提供
2 月	○総務省方式改訂モデル向け「作業用ワークシート」の提供 ・有形固定資産の算定に必要な「決算統計・普通建設事業費」の積み上げを LG-WAN 決算統計データを用いて、積み上げ作業が効率よく行えるよう、Excel 形式の作業用ワークシートと手順書を提供

4月	<p>○「新地方公会計モデルにおける連結財務書類作成実務手引」の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連結対象団体と連結するに当たっての考え方や組替え、連結修正、相殺消去などの実務的な処理手順をとりまとめたものを提供
平成22年 3月	<p>○「地方公共団体における財務書類の活用と公表について」の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分析方法や内部管理への活用方法について、先進団体の事例も用いながら財務書類作成後の活用と公表のあり方についてとりまとめたものを提供
9月	<p>○「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」発足</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後、更に新地方公会計を推進するため、作成依頼から3年が経過した財務書類の作成についての検証や国際公会計基準及び国の公会計等の動向を踏まえた新地方公会計の推進方策などを検討
平成26年 4月	<p>○「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」報告書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準を公表
5月	<p>○「今後の新地方公会計の推進に関する実務研究会」発足</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統一的な基準による財務書類等の作成について詳細な取扱いを定めた要領等（マニュアル）の作成・検討
平成27年 1月	<p>○統一的な基準による地方公会計マニュアル公表</p> <p>○統一的な基準による地方公会計の整備促進について（大臣通知）</p>
平成28年 4月	<p>○「地方公会計の活用のあり方に関する研究会」発足</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先進的な地方行会計の活用事例の収集等を通じ、地方公会計の活用のあり方等を検討
10月	<p>○「地方公会計の活用のあり方に関する研究会」報告書</p>
平成29年 10月	<p>○「地方公会計の活用の促進に関する研究会」発足</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活用事例の収集と質疑応答集の充実を行うとともに、地方公共団体における適切な財務書類の作成及び固定資産台帳の更新、財務書類等の分析の方法等を検討
平成30年 3月	<p>○地方公会計の活用の促進に関する研究会報告書</p>
6月	<p>○「地方公会計の推進に関する研究会」発足</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財務書類の情報を基に施設別・事業別等にコスト等の分析を行うセグメント分析の手法、指標の検証、比較可能な様式による公表の方法について検討
8月	<p>○「セグメント分析に関するワーキンググループ」発足</p>
平成31年 3月	<p>○地方公会計の推進に関する研究会報告書</p>

(2) 統一的な基準策定後の取組と展開

統一的な基準による財務書類及び固定資産台帳がほぼ全ての地方公共団体において作成済みとなったことを踏まえ、今後は、固定資産台帳及び財務書類が適切に更新され、分かりやすく開示されるとともに、経年比較や類似団体間比較、財務書類の数値から得られる指標を用いた分析等を行い、資産管理や予算編成、行政評価等に活用されることが期待されている。

地方公会計の活用のあり方や具体的な方法については、地方公共団体の実務的な観点及び公認会計士等の専門的な見地から、総務省において累次の研究会を開催して、検討が進められてきた。

具体的には、平成27年1月にとりまとめられた「統一的な基準による地方公会計マニュアル」(以下「マニュアル」という。)において、「財務書類等活用の手引き」が示され、その後、平成28年度に地方公共団体金融機構と共同で「地方公会計の活用のあり方に関する研究会」が開催され、活用事例の掘り起こしや、地方公会計の整備促進に資する質疑応答集の充実が図られるとともに、地方公会計の整備により得られる指標の検証と団体間比較の方法等について検討が行われた。

また、平成29年度に「地方公会計の活用の促進に関する研究会」が開催され、固定資産台帳の適切な更新と財務書類の適切な作成が活用にあたっての前提として、先進団体における固定資産台帳の更新の方法の事例や適切な財務書類の作成のためのチェックリストが示されるとともに、財務書類の見方や指標等による分析等について検討が行われた。

一方、財務書類等の分かりやすい開示や指標を用いた分析の状況については、「統一的な基準による財務書類の整備状況等調査(平成30年3月31日時点)」によると、「財務書類等の情報を基に、各種指標の分析を行った」と回答した団体が、1,788団体(都道府県及び市区町村)中583団体(32.6%)、「簡易に要約した財務書類を作成するなどし、住民に分かりやすく財政状況を説明した」と回答した団体が366団体(20.5%)と、2割から3割程度にとどまっている。また、「施設別・事業別の行政コスト計算書を作成した」と回答した団体は38団体(2.1%)、「財務書類や固定資産台帳の情報を公共施設等総合管理計画又は個別施設計画に反映するなど、公共施設の適正管理に活用した」と回答した団体は83団体(4.6%)にとどまっており、予算編成や資産管理等への活用の取組を行っている団体は一部に限られている。

こうした状況を踏まえ、統一的な基準による財務書類及び固定資産台帳の更新・開示を日々の財務活動に組み込み、住民や議会に分かりやすく開示した上で、現金主義による決算統計データに加えて、固定資産台帳から得られるストック情報や発生主義に基づくコスト情報など、現金主義では見えにくい情報も

用いて分析を行い、その分析を用いて予算編成や資産管理、行政評価等を実施するなど、地方公共団体の行財政運営におけるプロセスに組み込んでいく取組を進めていくことが必要である。新たな展開を迎えた地方公会計の更なる活用は、財務書類等を特別扱いとせず、日々の財務活動や行財政運営に組み込んでいくことにあると考える。

3 地方公会計の更なる活用に向けて

地方公会計の更なる活用ー日常の財務活動や行財政運営へ組み込んでいくことに向けた検討に当たって、これまでの研究会報告書では、大きく3つの課題が指摘されている。一つ目は、資産管理等への活用のための実務的な手法の提示である。財務書類等を資産管理や予算編成、行政評価等に活用するためには、施設別、事業別等の単位でコスト等を分析することが有効であると考えられるが、平成30年3月にとりまとめられた「地方公会計の活用の促進に関する研究会報告書」においては、「セグメント別財務書類の作成方法や配賦基準については、今後、検討していく必要がある」³と指摘されている。二つ目は、財務書類等から得られる指標の実務的な検証である。同報告書では、財務書類等から得られる指標の中には「各地方公共団体の実態を踏まえた上で、今後の検討課題」⁴とされているものもあり、更なる検討が必要である。三つ目は、財務書類や指標等の比較可能な形による開示である。同報告書では、「比較可能な形で示す方法の検討については、地方公共団体の財務書類の公表の進捗を踏まえ、引き続きの課題として認識」⁵されており、各地方公共団体が作成した財務書類等を比較可能な形で「見える化」する方法の検討が必要である。

このため、本研究会においては、「地方公会計の活用の促進に関する研究会報告書」等で指摘されたこれらの3つの課題に即し、①施設別、事業別等のセグメント別財務書類の作成・分析、②財務書類から得られる各種指標の分析、③比較可能な形による財務書類等の開示のあり方を主な検討項目として、議論を行うこととした。

³ 総務省自治財政局財務調査課「地方公会計の活用の促進に関する研究会報告書」（平成30年3月）
p. 52

⁴ 同 p. 48

⁵ 同 p. 38

第2 セグメント分析の推進 ―セグメント別財務書類の作成・分析

1 セグメント分析の有用性と課題

(1) セグメント分析の有用性

地方公会計には、財務会計としての側面、すなわち住民や議会等の利害関係者に地方公共団体の財政活動の結果を明らかにする側面と、管理会計としての側面、すなわち地方公共団体の首長などのステークホルダーが政策判断等を行うための情報となる側面がある。

財務会計は開示を目的とした会計であるため、一定の基準に基づいて処理されることが必要であり、地方公会計については、平成26年に固定資産台帳及び財務書類の作成に係る統一的な基準が提示されたところである。一方で、管理会計については、財政マネジメントのための会計であるため、各地方公共団体の財政運営上有用な情報となるよう、一定の共通の考え方を確保しつつ、各団体の判断に基づいて作成されることが必要である。

管理会計の一つの方法として、財務書類の情報をもとに、施設、事業等のより細かい単位（セグメント）で財務書類を作成し、施設、事業等の単位でコスト等の分析を行う、セグメント分析がある。現金主義会計においては、行財政改革の一環として事業別予算が取り入れられるなど、予算・決算の情報をセグメントで区分することは重要であると考えられてきた。発生主義会計においても、施設別、事業別等のセグメント情報は、同種のセグメント間で比較すること等により、課題や成果をより明確にすることが可能であるため、予算編成、資産管理、行政評価等の財政マネジメントを行うにあたり有用な分析となりうるものである。このため、先行団体では、施設別・事業別・部局別等のセグメント別財務書類を作成し、予算編成に当たっての参考資料、行政評価の評価材料、施設の統廃合を検討する際の判断材料等として、意思決定の過程で活用されている。

例えば、東京都町田市では、各課及び主要事業について課別・事業別の貸借対照表、行政コスト計算書を含む「町田市課別・事業別行政評価シート」を作成し、各課・事業の成果及び財務状況の分析を行っている。財務情報に事業目的、事業の成果等の非財務情報を加えることにより、事業の成果と関連づけた行政コスト、人件費等と事業の成果との関係、単位あたりの行政コストによる効率性の分析等の情報を整備することができ、市が取り組んできた施策等がどのような効果を与えているかについて、より詳細な検討を行うことができるとしている⁶。また、熊本県宇城市では、合併に伴い、旧町ごとに整備を進めてきた公共施設等の維持管理費や地方債の増大が財政運営に大きな影響を与えていたことから、

⁶ 町田市「平成29年度（2017年度）町田市課別・事業別行政評価シート（主要な施策の成果に関する説明書）」（平成30年8月）p.1

同種同規模の施設の規模・配置を適正化するための判断材料として、施設別の貸借対照表と行政コスト計算書を作成し、施設毎の収入・支出を明らかにするとともに、コストに対する使用料等の分析等を行った。具体的には、財務書類をもとに各図書館の貸出一冊あたりのコストを算出し、非財務情報である一日当たりの貸出冊数と組み合わせてグラフ化することにより、各施設の評価分析を行い、検討が必要な領域に該当する施設について移転・解体等の検討を行った。⁷

なお、セグメント分析は地方公共団体が予算編成、資産管理、行政評価等の財政マネジメントを行うに当たって参考となる情報であるが、その結果については、住民に対する説明責任を果たす必要があり、分かりやすい形で開示されることが求められる。

(2) 課題

セグメント情報の用途や分析の目的は様々であり、その用途や目的によって把握すべき情報の内容も求められる精緻さも異なるため、セグメント別財務書類の作成に当たっては、セグメントの単位を何にするか、どこまでをセグメントの範囲とするか等について、分析の目的等に応じて検討し、設定する必要がある。

セグメント分析は管理会計の方法の一つであるため、先行団体では、それぞれの目的等に応じて必要となる情報が参照できるようにセグメント別財務書類を作成している。しかし、既にセグメント別財務書類を作成し、分析に取り組んでいる地方公共団体がごくわずかにとどまっている背景には、共有されている事例が少なく、共通する考え方が確立されていないことや、簡易な作成手法が存在していないこと等があると考えられる。このため、具体的な事例が更に収集され、共有されるとともに、セグメント別財務書類の作成及び分析に係る具体的な考え方が整理されることが必要であると考えられる。

2 ワーキンググループにおける検討経過

(1) 公募5団体によるセグメント別財務書類の作成

本研究会では、実際に地方公共団体においてセグメント別財務書類を作成し、作成に当たって必要となる情報や課題を整理するとともに、各地方公共団体におけるセグメントの設定単位や範囲、配賦基準等の基本的な考え方と作成手順等について議論を行うため、「セグメント分析に関するワーキンググループ」(以下「ワーキンググループ」という。)を設置した。

ワーキンググループでは、平成28年度決算に係る財務書類を統一的な基準により作成済みの地方公共団体のうち、セグメント分析を実施する団体について公募を行い、選定された東京都中野区、愛知県日進市、滋賀県長浜市、佐賀県唐

⁷ 総務省自治財政局財務調査課「地方公会計の活用に関する研究会報告書」(平成30年3月) p.70

津市、鹿児島県和泊町の5団体に対し、ワーキンググループ委員が助言を行うことにより、セグメント別財務書類の作成及び分析を行った。ワーキンググループは平成30年8月から10月までの間、3回にわたって開催され、各地方公共団体の取組を中心に議論が重ねられた。各団体の取組の詳細は参考資料（69頁～89頁）のとおりである。

i) 東京都中野区【事例1：69頁】

アカウントビリティの充実と決算の見える化（施設の状態を把握し、施設マネジメントに活用）を目的として、施設別行政コスト計算書及び貸借対照表を作成した。今後は分析対象の施設を拡充する予定であり、担当者が代わっても継続的に作成できるよう、なるべく簡易な方法としている。

施設別行政コスト計算書の作成方法は、費用については、歳出の執行データを予算科目によって絞り込んだ上で、施設名によって関連する執行伝票を抽出している。施設名が特定できない等、不明点があるものは施設所管課において確認又は配賦している。人件費は、行政評価で用いている「人件費標準額」に「工数」を乗じたもので算出している。収益（使用料及び手数料）については、歳入執行データから特定することが困難であるため、施設所管課において確認している。

この方法で施設別行政コスト計算書及び貸借対照表を作成する場合、執行データの件名から施設を特定できない場合には、施設所管課において確認する等の作業が必要になること、執行データの金額が費用とも資本的支出とも合致しない場合には、固定資産台帳の更新データとの照合が必要となる等の課題が明らかになった。

ii) 愛知県日進市【事例2：73頁】

公共施設等のマネジメント及び行政評価等への活用に向けて、課題の把握及び意思決定過程における判断材料の1つとすることを目的として、施設別行政コスト計算書及び貸借対照表を作成した。

施設別貸借対照表の作成方法は、固定資産の金額は固定資産台帳から、地方債の金額は起債台帳から、それぞれ対象施設に直接関係する金額を抽出して計上し、賞与等引当金は平均単価に職員数を乗じて算出している。施設別行政コスト計算書の作成方法は、中野区と同様に、執行データ又は仕訳帳から、対象施設に関係する支出を抽出し、人件費については、平均単価に直接従事する人数を乗じて算出している。

複数施設で契約している光熱水費や施設管理費等、直接的な経費は配賦（面積や利用者数等の合理的な基準で按分）することとしているが、間接経

費は配賦しないこととしている。

非財務情報として、人口と施設利用者数を用い、一人あたりの純行政コストを算出することにより、人口又は利用者一人あたりのコストを施設間で比較することが可能となっている。

iii) 滋賀県長浜市【事例3：76頁】

施設の再編を検討するための資料の1つとすることを目的として、施設別行政コスト計算書及び貸借対照表を作成した。今後、施設所管課の職員が各施設について作成することを念頭に、試行的に文化ホール施設について「施設別行政評価シート」としてまとめている。

施設別行政コスト計算書の作成方法については、直営施設の場合は、予算執行データから各施設に関係する支出を抽出し、減価償却費は固定資産台帳から、支払利息は起債台帳から、それぞれ抽出して計上し、人件費は平均単価に施設職員数を乗じて算出している。指定管理者制度を導入した施設の場合は、物件費に委託料を計上するのではなく、指定管理者の収支決算報告書をもとに人件費等の各費目に振り分けている。

複合施設の費用、収益、資産については、合理的な基準を用いて配賦（建物は面積比で按分し、土地は按分しない等）している。

「施設別行政評価シート」では、非財務情報として、施設利用者数、開館日数、面積を用いてそれぞれの単位あたりコストを算出するとともに、3年度分の情報も掲載することにより、施設間の比較と経年比較を行うことが可能となっている。

iv) 佐賀県唐津市【事例4：81頁】

アカウントビリティの充実と行政内部における考察、判断資料（予算編成、行政評価等の基礎資料）として活用することを目的として、施設別行政コスト計算書及び貸借対照表を作成した。今後、他の施設や事業別、所属別にも展開することを検討しており、まずはモデルケースとして、現在更新等を検討している施設及びその同種の施設を対象としている。

施設別財務書類の作成方法については、既に作成している「唐津市公共施設白書」のコストに関するデータをもとに、当該データにはない退職手当引当金・賞与等引当金等の金額を追加している。「唐津市公共施設白書」は、財務会計システムの執行データからコストを算出しているが、事業名から施設が特定できない場合は、必要に応じて施設所管課に確認している。また、指定管理者制度を導入した施設については、長浜市と同様に、指定管理者の決算書から計上している。

平成32年度からの本格的な実施に向けて、今後、横断的な体制づくりや公表用資料の検討、予算科目の検討等を行うこととしている。

v) 鹿児島県和泊町【事例5：85頁】

「和泊町公共施設等総合管理計画」で定めた目標の達成に向け、利用者の少ない施設等の統廃合や、初期の目的を達成した施設等の廃止を検討するに当たって、他の団体の同施設や類似施設等との比較を行うため、施設別行政コスト計算書及び貸借対照表を作成した。まずは和泊町公共施設等個別施設計画において統廃合や民間譲渡、建替の検討が必要と判断された施設を対象としている。

施設別財務書類の作成方法については、人件費、退職手当引当金、賞与等引当金については、平均単価に職員数を乗じて算出している。他団体と同様に、分析対象施設に共通する資産、複合施設に係る地方債等の負債、複合施設の光熱水費等の費用など、当該施設に直接関係するものは配賦（面積比等の客観的な基準により按分）しているが、庁舎等の町の共通資産、臨時財政対策債、間接経費については配賦していない。

今後は、庁内横断的なプロジェクトチームを中心に、事務事業評価のための「仕事振り返りシート」へのセグメント分析情報の掲載や、他団体へのセグメント分析手法の情報提供、財務会計システム更新に伴う予算科目の見直しの検討等を行うこととしている。

(2) 5団体のセグメント別財務書類の共通性

ワーキンググループに参加したいずれの団体も、財政担当課以外の職員が、公共施設マネジメントや行政評価等の取組の一環として、セグメント別財務書類を作成して分析を行うことを想定し、正確性を一定程度確保しつつ、事務負担を考慮し、簡易な方法でセグメント別財務書類を作成することとしている。セグメント分析を導入するに当たっては、まずは財務書類等の情報を活用することを第一義として、簡易な方法で着手することが重要である。

セグメント別財務書類の作成を簡易にするための方法の1つは、作成する財務書類の範囲を限定することである。ワーキンググループに参加したいずれの団体も、公共施設マネジメントに活用することを想定して、施設別の行政コスト計算書及び貸借対照表を作成しているが、施設に係るコストと資産・負債の状況は、この2表で分析することが可能であることから、資金収支計算書及び純資産変動計算書は作成していない。このように、分析に必要な情報がなければ、セグメント別財務書類の作成は一部を省略することが可能である。

また、各セグメントの対象となる資産、負債、費用、収益等の範囲をあまり複

雑にしないことも有効である。ワーキンググループに参加したいいずれの団体も、各施設に直接的な関係性のある資産、負債、費用、収益等のみを計上しており、庁舎等の地方公共団体共通の資産や、臨時財政対策債等の特例的な地方債、幹部職員の人件費等、直接的な関係性がない又は低いものは考慮しないこととしている。当該セグメントに直接的な関係性のある資産、負債等の情報があれば、セグメント間の比較分析や経年分析を行うことは可能であるため、必ずしも全ての資産、負債等をいずれかのセグメントに関連付ける等精緻に計算しなければならないわけではない。一方、いずれの団体も、複合施設の建物や、複数施設で契約している光熱水費等、直接的な関係性があり、複数のセグメントにまたがるものは、面積等の合理的な基準で配賦している。このように、セグメントの対象とする資産、負債、費用、収益等の範囲についても、各セグメントに直接的な関係性のあるものによって簡易にすることが可能である。

3 施設別財務書類の基本的な考え方と作成手順等

(1) 基本的な考え方

ワーキンググループにおける検討を踏まえ、本研究会においては、セグメント分析に関する主な論点について議論を行い、セグメントの設定単位や範囲、配賦基準等の基本的な考え方について、以下のとおり整理を行った。

なお、セグメント別財務書類を網羅的にかつ精緻に作成するためには、全ての資産、負債、費用、収益等をいずれかのセグメントに関連付けること等が必要となるが、そのためには、複雑かつ膨大な作業が生じることとなる。しかし、地方公共団体においては、セグメント別財務書類を作成することが目的ではなく、セグメント情報を用いて分析を行うことが重要であり、そのような網羅性や精緻さは必要ないことも多いと考えられる。このため、本研究会では、なるべく多くの地方公共団体においてセグメント分析に着手することができるよう、分析に当たって最低限必要な情報を把握する観点から整理を行っている。

① セグメント分析の目的

地方公共団体においては、先行団体が予算編成や行政評価等に用いているように、管理会計目的で行われることが多いことが想定されるため、本研究会においては、管理会計目的の場合を念頭に議論を行った。管理会計目的の具体的な例としては、以下の例が考えられるが、各地方公共団体のそれぞれの目的に応じてセグメントの単位や作成基準が設定されることとなる。

なお、セグメント分析の目的自体は、財務報告目的の場合、すなわち納税者等の利害関係者に対してセグメントごとの財務情報を報告する場合もあり、この場合は、何らかの統一的な基準により作成されることが望ましい。

(例)

セグメント分析の目的		分析の視点
公共施設マネジメント	コスト比較	◎ コスト効率性
	使用料の見直し	◎ 受益者負担の適正性
	施設の統廃合・更新等	◎ 稼働率・利用率 ◎ コスト効率性 ◎ 老朽化度合い
組織・業務マネジメント	コスト削減	◎ コスト効率性
	業務の効率化・適正化	◎ 業務の効率性
	組織の統廃合・再編	
行政評価・事業評価	事業の改善	◎ 効率性・有効性
	事業の統廃合・再編	
住民等に対する情報開示の充実	住民への情報公開	何を説明したいかによる（フルコスト情報の見える化、資産保有状況、財政状況等）
	議会への説明	

セグメント別の財務書類を作成することのみによって、上記の目的（施設の統廃合・更新等、コスト削減など）が達成されるわけではないが、そのような目的に向けた取組を推進していくうえで、取組の具体策の検討や合意形成といった局面における客観的な情報として活用できることが期待される。

例えば、公共施設等総合管理計画に PDCA サイクルの推進方針を記載することとされているなど、公共施設マネジメントの推進に関しては進捗管理が重視されているところであるが、対象施設の施設別財務書類を継続的に作成することで、対象施設の老朽化状況、収支状況、改修履歴等を継続的に把握することができ、個別施設計画の進捗管理、見直し検討のデータとして活用すること等が考えられる。

なお、セグメント別の財務書類を活用するに当たっては、経年比較分析、過年度平均の把握などを行うことがより有用と考えられるため、セグメント別の財務書類を継続的に作成し、対象セグメントの財務情報の蓄積を進めることが望ましい。

② セグメントの単位

セグメント分析を行うに当たって、まず何をセグメントの単位とするかを検討することが必要である。セグメントの単位については、セグメント別財務書類をどのように活用するのか、何を管理するために使うのか等のセグメント分析の目的に応じて設定することとなる。

例えば、施設マネジメントに関しては、コスト比較や、使用料の見直し、施

設の統廃合等の検討材料とすることを目的とする場合、セグメントの単位を施設とすることが適当と考えられる。一方、行政評価の観点で施設の運営事業の費用対効果等を評価することを目的とするのであれば、セグメントの単位を事業とすることが適当と考えられる。また、組織マネジメントの観点で施設所管課の事業評価に利用することが目的であれば、セグメントの単位を施設所管課とすることが適当と考えられる。なお、住民等に対する情報開示の充実が目的の場合には、住民や議会に説明する内容に応じて、施設、事業等のセグメントを設定することとなる。

また、組織・業務マネジメント等において、資産・負債やコストの投入状況を分析する場合には、特定の階層のみを分析対象とするのではなく、局・部・課といった複数の階層を分析対象として設定することも考えられる。

(例)

セグメント分析の目的	単位	考え方
公共施設マネジメント	施設	地方公共団体が保有する公共施設を単位とすることにより、各施設に係る資産・負債の状況やコストの状況を把握することができる。
組織・業務マネジメント	部署	地方公共団体の組織を単位とすることにより、各部署のマネジメントを評価することができる。なお、局一部一課という階層を設定することも考えられる。
行政評価・事業評価	事業	地方公共団体が実施する事業を単位とすることにより、各事業にどれだけのコストを投入しているか等を明らかにすることができる。なお、政策－施策－事業という階層を設定することも考えられる。
住民等に対する情報開示の充実	※	住民や議会に説明したい内容に応じて設定する。

③ セグメント分析を行う対象とセグメント別財務書類の範囲

②で設定した単位に基づいて、セグメント分析を行う対象を検討するとともに、作成するセグメント別財務書類の範囲について検討する必要がある。これらについても、セグメント分析を実施する目的に応じて設定することとなる。

i) 対象

セグメント分析は、必ずしも全ての施設や事業を対象として行う必要はなく、目的に応じて、一部の施設や事業のみを対象とすることも有効である。例えば、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設全体の総合的かつ計画

的な管理を行う上での参考情報とする場合には、計画に位置付けられた全ての施設について網羅的に分析することが考えられるが、一部の施設の統廃合を検討する際の参考情報とする場合には、統廃合を検討している施設のみについて分析することも考えられる。また、全庁的な行政評価の取組の一環として行う場合には、全ての事業を対象として網羅的に分析することが考えられるが、課題を認識している一部の事業の見直しの検討材料とする場合、また、各地方公共団体が共通して実施している事務についてコスト比較を行う場合等には、当該事業に限定して分析することも考えられる。

ii) セグメント別財務書類の範囲

統一的な基準による財務書類は、財務四表及び附属明細書等により構成されているが、セグメント別財務書類については、セグメント分析の目的に応じて作成するものを検討する必要がある。具体的には、行政コスト計算書を中心に、資産・負債の情報が必要な場合には貸借対照表、補助金等の情報が必要な場合には純資産変動計算書を作成することが考えられる。

例えば、コスト削減や事業評価に利用することを目的とする場合、施設等の資産を持たないセグメントでは貸借対照表から得られる情報が少ないため、事務負担等を考慮し、行政コスト計算書のみを作成し分析することが考えられる。一方で、施設マネジメントに利用することを目的とする場合、減価償却累計額等のストック情報を把握することが重要であることから、行政コスト計算書だけではなく、貸借対照表を作成し分析することが考えられる。さらに、施設の統廃合・更新等に利用することを目的とする場合には、補助金等の財源に関する情報が重要であるため、純資産変動計算書を作成し分析することが考えられる。なお、住民等に対する情報開示の充実に利用することを目的とする場合には、各地方公共団体が住民や議会に説明する内容に応じて、セグメント別財務書類の作成範囲を設定することとなる。

ただし、財務書類の科目が網羅されていることが必要なわけではない。各セグメントの分析において貸借対照表の純資産の金額情報を使用しない場合もあり、また、財源情報は有用であっても、税収等の一般財源は各セグメントに直接関連付けられるとは限らないため、セグメント別に純資産変動計算書を作成することは求められない、もしくは困難な場合もある。一方、目的に応じて財務書類の科目の内訳を追加することが必要となる場合がある。特に、コスト分析に当たっては、その内訳に着目し、何にコストがかかっているのか明らかにすることが有用であることから、物件費等の内訳を新たに科目として追加することが考えられる。このため、セグメント別財務書類の様式については、統一的な基準による財務書類の様式に形式的に従う必要は

なく、セグメント分析の目的に応じて手を加えることが重要である。

(作成する財務書類の例)

- a. 行政コスト計算書
 - b. 行政コスト計算書、貸借対照表 (※)
 - c. 行政コスト計算書、純資産変動計算書 (※)
 - d. 行政コスト計算書、貸借対照表 (※)、純資産変動計算書 (※)
 - e. 行政コスト計算書、貸借対照表 (※)、純資産変動計算書 (※)、資金収支計算書
- ※ 資産・負債の金額のみ、有形固定資産の金額と減価償却累計額のみ、補助金等の金額のみ抽出するなど、財務書類の様式どおりである必要はない。

(新たに追加する科目の例)

物件費 うち委託料

うち光熱水費 (必要に応じて電気、水道、ガス等の内訳)

④ セグメント分析の対象とする資産、負債、費用、収益等の範囲

③ i) で対象とすることとした各セグメントについて、③ ii) の財務書類に計上する資産、負債、費用、収益等の範囲を検討する必要がある。資産、負債、費用、収益等の範囲についても、セグメント分析の目的に応じて設定することとなる。

地方公共団体の資産、負債、費用、収益等には、各セグメントに固有のものなど直接的な関係性を有するものと、全庁共通の資産など各セグメントとは直接的な関係性がないもの又は関係性が低いものが存在する。そのため、セグメント別財務書類の作成に当たっては、特定のセグメントと直接的な関係性を有するものについては、直課する (各セグメントに直接関連付ける) ことが考えられる。また、複数のセグメントで共通して使用している資産や共通して発生する費用であって、合理的な基準を設定して按分することが可能なものについては、配賦する (各セグメントに按分する) ことが考えられる。なお、合理的な基準を設定して按分することが可能であっても、少額の場合には、事務負担等を考慮し配賦しないことも考えられる。

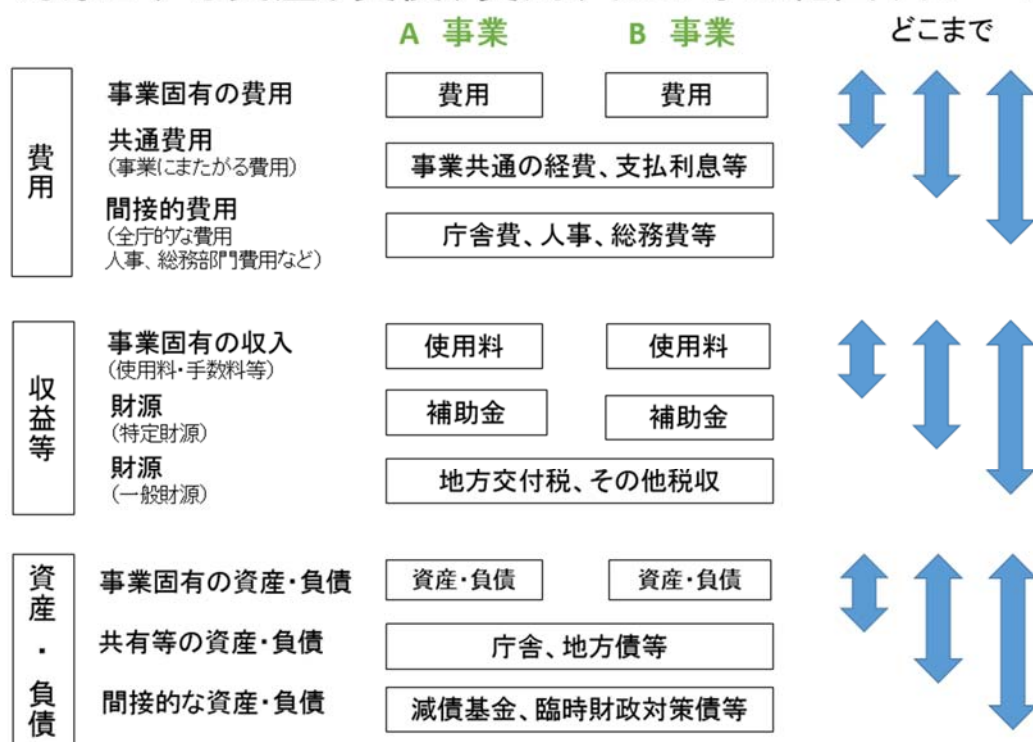
一方、各セグメントと直接的な関係性がない又は関係性が低い資産、負債、費用、収益等については、各セグメントでは管理不能な場合が多いこと、仮に何らかの基準を用いて配賦したとしても、セグメント間の比較分析等には影響がない場合も多いことから、セグメント間の比較分析や業績評価等を行うためにセグメント別財務書類を作成する場合には、事務負担等を考慮し、範囲に含めないことも考えられる。

ただし、使用料等の見直しを目的として原価計算を行う場合等、間接的な資

産、負債、費用、収益等を含め精緻に計算することが必要となる場合には、何らかの基準に基づいて各セグメントに配賦することが必要となる。

本研究会では、セグメント間の比較分析や業績評価を行う場合に、少なくともセグメント別財務書類に含める必要があると考えられる資産、負債、費用、収益等の範囲について、セグメントの単位を施設とした場合を中心に整理を行った。

セグメント基準の検討事項 —対象とする資産、負債、費用、収益等の範囲(イメージ)



第3回地方公会計の推進に関する研究会「資料3セグメント別財務書類に係る検討状況(中川委員提出資料)」より抜粋

注) 図ではセグメントの単位を事業とする場合の例を示しているが、セグメントの単位を施設とする場合も同様

i) 資産

各セグメントと直接的な関係性を有する資産については、セグメント別財務書類に含めることが必要である。具体的には、特定のセグメントにのみ関係するものは当該セグメントに直課し、複数のセグメントにまたがるものについては、合理的な基準を設定して各セグメントに配賦することが考えられる。一方、各セグメントと直接的な関係性がない又は関係性が低い資

産については、事務負担等を考慮し、範囲に含めないことが考えられる。

(例) セグメントの単位を施設とする場合

注) 住民に対してサービスを提供するための施設を想定しており、本庁舎等の管理部門は含まない。以下同じ。

- 直接的な関係性を有する資産：当該施設が建設されている土地、施設の建物、施設に設置された工作物、物品等
- 複数のセグメントにまたがる資産：複合施設の共有部分や土地等
 - ※ 専有部分の延床面積等を基準として、土地、建物等の金額を按分することなどが考えられる。
- 直接的な関係性がない又は関係性が低い資産：本庁舎などの共通資産、(当該施設整備を目的として積み立てられているもの以外の) 基金等
 - ※ 施設所管課自体は本庁舎に居室があったとしても、本庁舎そのものの管理は当該課が行っているわけではなく、また、各施設の運営によって影響が生じるものでもない。

なお、セグメントの単位を部署や事業とする場合における資産の計上方法は、施設を所管している部署や施設を管理する事業については、施設を単位とする場合と同様であると考えられる。一方、このような部署や事業以外において、施設の一部を使用して事業を行う等の利用形態も考えられるが、このようなセグメントにおいては、施設と直接的な関係性を有するものの、重複計上を避ける観点から、当該セグメントの資産には含めないことも考えられる。

ii) 負債

各セグメントと直接的な関係性を有する負債については、セグメント別財務書類に含めることが必要である。具体的には、特定のセグメントにのみ関係するものは当該セグメントに直課し、複数のセグメントにまたがるものについては、合理的な基準を設定して配賦することが考えられる。一方、各セグメントと直接的な関係性がない又は関係性が低い負債については、事務負担等を考慮し、範囲に含めないことが考えられる。

ただし、地方債に関しては、施設整備の際に、地方債を充当した施設と、一般財源や基金を充当した施設があるため、前者のセグメント別財務書類に地方債が多額に計上され負債金額が大きくなっていたとしても、必ずしも施設運営や事業運営の結果によるものとは限らないことに留意が必要である。

(例) セグメントの単位を施設とする場合

- 直接的な関係性を有する負債：当該施設整備に充てた地方債、施設職員
の担当職員（施設所管課の担当職員を含む）の退職手当引当金、賞与等引

当金等

- 複数のセグメントにまたがる負債：複数施設で一括して借入れた地方債、複数施設を担当している職員（施設所管課の担当職員を含む）の退職手当引当金や賞与等引当金等
 - ※ 各セグメントに係る業務の割合や延床面積等を基準として、地方債等の金額を按分することが考えられる。
- 各セグメントと直接的な関係性がない又は関係性が低い負債：臨時財政対策債、減収補填債等

iii) 費用

各セグメントと直接的な関係性を有する費用については、セグメント別財務書類に含めることが必要である。具体的には、特定のセグメントにのみ関係するものは当該セグメントに直課し、複数のセグメントにまたがるものについては、合理的な基準を設定して配賦することが考えられる。一方、各セグメントと直接的な関係性がない又は関係性が低い費用については、事務負担等を考慮し、範囲に含めないことが考えられる。

なお、人件費については、セグメントの単位が事業であれば当該事業の担当職員、施設であれば当該施設の職員及び施設所管課の担当職員等とし、上席職員や幹部職員は関係性が低いものとして範囲に含めないことも考えられる。

(例) セグメントの単位を施設とする場合

- 直接的な関係性を有する費用：当該施設職員（施設所管課の担当職員を含む）の人件費、施設運営に係る物件費（光熱水費、委託料、備品購入費等）、維持補修費等
 - ※ 負債に地方債を計上する場合には、当該地方債に係る支払利息についても費用計上することが必要。
- 複数のセグメントにまたがる費用：複数施設を担当している職員（施設所管課の担当職員を含む）の人件費、複数施設で一括して契約している光熱水費や維持補修費等で内訳が分かれていないもの等
 - ※ 各セグメントに係る業務の割合や延床面積等を基準として、金額を按分することが考えられる。
- 直接的な関係性がない又は関係性が低い費用：本庁舎の維持管理費、幹部職員の人件費等

iv) 収益等

各セグメントと直接的な関係性を有する収益等については、セグメント

別財務書類に含めることが必要である。具体的には、特定のセグメントにのみ関係するものは当該セグメントに直課し、複数のセグメントにまたがるものについては、合理的な基準を設定して配賦することが考えられる。一方、各セグメントと直接的な関係性がない又は関係性が低い収益等については、事務負担等を考慮し、範囲に含めないことが考えられる。

(例) セグメントの単位を施設とする場合

- 直接的な関係性を有する収益等：当該施設の使用料、利用料、当該施設で行われるサービスの利用料、当該施設に対して交付される補助金等
 - ※ 補助金等は「収益」ではないが、充当される財源として認識することが重要であるため、行政コスト計算書と併せて把握することが考えられる。
- 複数のセグメントにまたがる収益等：複数施設に対して交付される補助金等
 - ※ 内訳が分かれていない場合は、延床面積等を基準として、金額を按分することが考えられる。
- 直接的な関係性がない又は関係性が低い収益等：税金等の一般財源

【セグメントの単位を施設とする場合の資産、負債、費用、収益等の範囲】

	直接的な関係性を有するもの	複数のセグメントにまたがるもの	直接的な関係性がない又は関係性が低いもの
資産	施設が建設されている土地、施設の建物、施設に設置された工作物、物品等	複合施設の共有部分や土地等 ※ 専有部分の延床面積等を基準として、土地、建物等の金額を按分することなどが考えられる。	本庁舎などの共通資産、(当該施設整備を目的として積み立てられているもの以外の)基金等
負債	施設整備に充てた地方債、施設職員の担当職員(施設所管課の担当職員を含む)の退職手当引当金、賞与等引当金等	複数施設で一括して借り入れた地方債、複数施設を担当している職員(施設所管課の担当職員を含む)の退職手当引当金や賞与等引当金等	臨時財政対策債、減収補填債等
費用	施設職員(施設所管課の担当職員を含む)の person 費、施設運営に係る物件費(光熱水費、委託料、備品購入費等)、維持補	複数施設を担当している職員(施設所管課の担当職員を含む)の person 費、複数施設で一括して契約して	本庁舎の維持管理費、幹部職員の person 費等

	修費等 ※ 負債に地方債を計上する場合には、当該地方債に係る支払利息についても計上することが必要。	いる光熱水費や維持補修費等で内訳が分かれていないもの等 ※ 各セグメントに係る業務の割合や延床面積等を基準として、金額を按分することが考えられる。	
収益等	施設の使用料、利用料、当該施設で行われるサービスの利用料、当該施設に対して交付される補助金等 ※ 補助金等は「収益」ではないが、充当される財源として認識することが重要である。	複数施設に対して交付される補助金等 ※ 内訳が分かれていない場合は、延床面積等を基準として、金額を按分することが考えられる。	税込等の一般財源

⑤ 配賦基準の対象項目と配賦基準

各セグメントの資産、負債、費用、収益等の範囲に含まれるもののうち、特定のセグメントに直課するもの以外については、合理的な基準を用いて各セグメントに配賦することとなる。配賦の対象となる項目及びその配賦基準は、主に以下のものが考えられる。

なお、セグメント情報の正確性・信頼性を確保するため、①配賦対象とした項目の内容、②配賦対象とした項目の金額、③配賦する際の基準、④標準単価を使用する場合の単価の金額については、セグメント情報と併せて記載することが望ましい。

i) 人件費

人件費については、実際に支給した金額を用いる方法と、単価を用いて計算する方法があり、セグメント分析の目的に応じて選択することとなる。

ただし、人件費が部署、事業、施設等のセグメントと直接関連付いていない場合には、特定のセグメントに直課することは困難である。このため、一部の先行団体では、例えば、一つの目的に対して一つの部署が関連付けられるように予算科目を見直し、部署毎に人件費の実際発生額を集計し、従事時間数等に基づき算定した配賦率により事業毎に人件費を配賦している。

一方、人件費には、超過勤務手当等の管理可能な要素と、各地方公共団体における職員の配置により増減する俸給等の管理不能な要素が混在し

ており、管理可能な要素と管理不能な要素に区分して配賦基準を設定することが考えられる。すなわち、超過勤務手当等の管理可能な要素については実際発生額を用いる一方、俸給等の管理不能な要素については標準単価を用いるといった方法である。例えば、セグメントの単位を施設とする場合に、配置された職員の年齢による人件費の増減が、施設運営の効率性等の分析に影響を与えないよう、平均給与額等の標準単価を用いることが考えられる。

標準単価については、雇用形態（常勤・非常勤・再任用等）等に応じて分類し、それぞれ単価を設定することが考えられる。非常勤職員等の賃金については、一般会計等財務書類では、人件費ではなく物件費として計上している場合があるが、セグメント間の比較可能性を高める等の観点から、セグメント別財務書類では、人件費に計上することも考えられる。

なお、事業を委託している場合には、委託先の職員の給与等も含めて物件費等に計上されているが、人にかかるコストを網羅的に把握する等の観点から、セグメント別財務書類では人件費に計上することも考えられる。また、指定管理者制度を導入している施設の運営費については、職員の給与等も含めて物件費に計上されているが、直営の施設との比較可能性を高める等の観点から、指定管理者の収支決算報告書等をもとに、職員の給与等に係る金額を特定し、人件費に計上することも考えられる。

一方、管理可能な超過勤務手当等については、実績時間数に応じた支給額を配賦することが考えられるが、少額でありセグメント別財務書類に与える影響が低いと判断される場合には、配賦しないことも考えられる。

ii) 賞与等引当金・繰入額

賞与等引当金については、統一的な基準において、在籍者に対する6月支給予定の期末・勤勉手当総額とそれらに係る法定福利費相当額を加算した額に、全支給対象期間（6ヶ月）に対する前年度支給対象期間の割合を乗じた額を、貸借対照表に計上するものとされている。しかし、各セグメントに所属する職員によって発生する期末・勤勉手当及び法定福利費の額は、各地方公共団体における職員の配置により決まるものであり、各セグメントにおいて管理不能と考えられるため、人件費と同様に、平均支給額等の標準単価を用いて各セグメントに配賦することが考えられる。

標準単価については、雇用形態（常勤・非常勤・再任用等）等によって支給方法が異なる場合には、支給方法等に応じて分類し、それぞれの単価を設定することが考えられる。

iii) 退職手当引当金・繰入額

退職手当引当金については、統一的な基準において、勤続年数毎に算定した基本額に調整額を加えて算定することとされている。しかし、各セグメントに所属する職員の勤続年数に基づく退職手当引当金の額は、各地方公共団体における職員の配置により決まるものであり、各セグメントにおいて管理不能と考えられるため、人件費と同様に、平均支給額等の標準単価を用いて各セグメントに配賦することが考えられる。

標準単価については、雇用形態（常勤・非常勤・再任用等）等によって支給方法が異なる場合には、支給方法等に応じて分類し、それぞれの単価を設定することが考えられる。

iv) 地方債

地方債は、地方財政法において公共施設等の建設事業の財源とする場合等に発行が制限されているため、発行した地方債とその目的である施設整備等が明確に関連付けられる。このため、会計年度末の地方債残高と期中の発行額・返済額を各施設に関連付け、セグメント別財務書類に反映することが可能と考えられる。

V) 複数セグメントにまたがる費用等

複数セグメントで一括契約している経費や複合施設の減価償却費等の費用については、職員数、数量、面積等に基づく合理的な基準を設定し、各セグメントに配賦することが考えられる。なお、複合施設の光熱水費等のうち、特定のセグメントでのみ発生する費用等があり、金額を特定できる場合には、その金額を当該セグメントに直課することも考えられる。

また、複数のセグメントに従事する職員の人件費、賞与等引当金・繰入額、退職手当引当金・繰入額について、平均給与額等の標準単価を用いる場合には、従事時間数や業務割合等に基づく合理的な基準を設定し、各セグメントに配賦することが考えられる。

複合施設の共有部分や土地等の複数セグメントにまたがる資産については、専有部分の延床面積等に基づく合理的な基準を設定し、配賦することが考えられる。また、複数施設の整備のために一括発行した地方債や、複合施設の整備に充当した地方債など、複数セグメントにまたがる負債についても、延床面積等の合理的な基準を設定し、配賦することが考えられる。

なお、少額でありセグメント別財務書類に与える影響が低いと判断される場合には、配賦しない又は主たるセグメントに一括して計上することも

考えられる。

⑥ 非財務情報の活用

セグメント別財務書類により、各セグメントの資産、負債、費用、収益等の状況を把握することが可能になるが、各セグメントの効率性や費用対効果等の分析に当たっては、非財務情報を用いた単位あたりの金額を算出し、経年比較、セグメント間比較、他団体比較等を行い、分析することが有効である。

例えば、施設毎のセグメント分析に当たっては、利用者数、施設面積、サービス提供数（本の貸出冊数、会議室の利用時間等）等の非財務情報を用いて単位あたりのコストを算出することにより、規模の異なる他施設や他団体の同種施設との効率性の比較が可能となる。また、利用者満足度等のアウトプット情報と組み合わせることにより、費用対効果を検証することも可能となる。

(例) 単位あたりコストを算出するための非財務情報

- ・利用者数、利用件数
- ・面積
- ・稼働日数、稼働時間
- ・サービス提供量（本の貸出冊数、会議室の利用時間等） 等

(例) 組み合わせ分析を行うための非財務情報

- ・利用者満足度
- ・行政評価指標（実施件数や受診者数等のアウトプット指標、就労率や喫食率等のアウトカム指標）とこれらの達成目標 等

(例) その他参考情報

- ・資産（特に施設）の取得年度
- ・職員数（雇用形態別）
- ・地理情報や耐震性など施設の状態に関する情報
※施設の統廃合等の検討材料とすることが目的である場合
- ・予算額
※行政評価における評価材料とすることが目的である場合

(2) セグメント別財務書類作成に当たっての留意事項

i) 予算との紐付け

セグメント別財務書類を作成するに当たって、ワーキンググループに参加した各団体の取組から明らかになった課題の一つは、各セグメントに直接的な関係性を有する支出を仕訳帳や執行データ等で容易に特定できる場合（予算科目が施設毎に分かれている、予算科目の項目は同じでも予算執行伝票が分かれている等）には、各セグメントに係る費用等の金額の抽出

も比較的容易に行うことができるが、容易に特定できない場合には、各施設の所管課に確認する、何らかの配賦基準を設定し配賦する等により各セグメントに関連付ける作業が必要となることである。

現金主義会計の予算における事業等の区分毎に発生主義会計のセグメント別財務書類を作成する場合には、基本的にはそれぞれの支出が各セグメントに紐付けられることとなると考えられるが、設定するセグメントが予算事業の区分等と異なる場合には、セグメント別財務書類を作成する際に上述のような作業が発生する。

このため、セグメント別財務書類を効率的に作成するためには、あらかじめセグメント毎に集計できるよう予算科目を見直し、設定しておくことが有効と考えられるが、予算科目の見直しが困難な場合には、予算編成の段階で各支出と関係するセグメントを特定しておく（予算要求の段階からセグメントに紐付けておく等）、又は予算執行の段階で各支出と関係するセグメントを特定できる（財務会計システムへの登録の際に施設名を記入する、契約の対象は複数施設でも伝票は施設毎に分けておく等）ように工夫することが有効と考えられる。

ii) 資産に係る支出と費用に係る支出の区別

仕訳帳ではなく財務会計システムの執行データから施設別財務書類を作成するためのデータを抽出する場合には、執行金額の中に資産形成に係る支出と費用に係る支出が混在している場合がある。この場合、内訳について固定資産台帳の金額と突合する等の作業が必要となるため、あらかじめ資産形成に係る支出と費用にかかる支出については、区別できるようにしておくことが重要である。ワーキンググループ参加団体では、資産又は費用に係る支出を容易に特定できるよう、予算ヒアリングの際に担当課に確認し、資産形成を伴うものとそれ以外を分けておく、固定資産台帳に登録する支出については調書を作成する等の工夫を行っていた。

iii) 他団体との共同作成

セグメントの単位を施設とする場合、小規模な地方公共団体では、施設分類毎に1施設しか保有していない場合も多く、地方公共団体内での施設間比較分析が困難である。この場合、他の市町村の同種施設との比較分析を行うことが有効と考えられ、周辺の地方公共団体と協力して取り組むことが有効と考えられる。

iv) 指定管理者制度を導入している場合

公共施設の運営を指定管理者に委託し、いわゆる利用料金制を採用している施設の指定管理料及び使用料については、

- (1) 指定管理者が収受した施設使用料を収益として計上するとともに、指定管理料を費用として計上する方法
- (2) 収受した施設使用料を差し引いた指定管理料を費用として計上する方法

の2通りが考えられ、(2)の方法は(1)の方法よりも収益、費用がそれぞれ少なく計上されることとなる。このように処理方法が異なる場合には、セグメント間比較や団体間比較において調整が必要となる。

施設の収益と運営に係る経費をよりの確に把握するためには、使用料を相殺せず、総額で表示する(1)の方法が望ましい。(2)の方法を用いる場合には、セグメント間比較や団体間比較を行うため、施設の収益総額と運営に係る経費総額を注記することが考えられる。

(3) 作成手順等

(1)の基本的な考え方にに基づき、セグメント別財務書類を作成するに当たって、最低限必要であると考えられる作成手順の例を次のとおり整理した。この手順に従って、ある施設に係る施設別財務書類を作成する場合の例については、参考資料(62頁～68頁)のとおりである。

なお、以下で示しているものは、直接的な関係性を有する資産、負債、費用、収益等のみを抽出して施設別財務書類(行政コスト計算書及び貸借対照表)を作成し、分析する場合の手順例であり、直接的な関係性がない又は関係性が低い資産、負債、費用、収益等については考慮していない。原価計算を行う場合等は、必要に応じてそのような費用等についても把握し、配賦する等の作業が必要となる点に留意が必要である。

【作成手順】

- ① セグメント情報の利用目的を設定する。
- ② 作成対象とするセグメントを決定する。
- ③ 作成対象とするセグメント別財務書類の範囲(貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書のうちのどの書類、どの勘定科目を作成するか)を決定する。
- ④ セグメント分析の対象とする資産、負債、費用、収益等の範囲を決定する。
- ⑤ 配賦基準の対象項目と配賦基準を決定する。
- ⑥ 作成目的に照らして必要とする非財務情報を決定する。

- ⑦ 仕訳帳等から作成対象とするセグメントに関する支出が含まれる伝票を抽出する。
- ※ 予算科目とセグメントの単位が異なる場合等は、仕訳帳等から各セグメントに関する支出が含まれる伝票を容易に抽出できるよう、予算要求時又は予算執行時に特定しておくことが有効
 - ※ 仕訳帳ではなく予算執行データから伝票を抽出する場合には、執行金額の中に資産形成に係る支出と費用に係る支出が混在している可能性があることに留意が必要
- ⑧ ④⑤で定めた範囲等に基づき、⑦で抽出した伝票について直課、配賦を実施する。
- ⑨ 固定資産台帳から作成対象とする資産に関する情報を抽出する。
- ⑩ ④⑤で定めた範囲等に基づき、⑨で抽出した資産について資産、減価償却累計額、減価償却費について直課、配賦を実施する。
- ⑪ ④⑤で定めた範囲等に基づき、人件費、賞与等引当金繰入額、退職手当引当金繰入額を算定する。
- ⑫ ③で定めたセグメント別財務書類の範囲に基づき、⑧⑩⑪で作成した財務情報を入力する。
- ⑬ ⑥で定めた非財務情報を収集する。
- ⑭ ⑫で作成した施設別財務書類に対して、⑬で収集した非財務情報を用いてセグメント分析を実施する。

4 今後の課題

(1) 事業別等の財務書類の作成

今回のワーキンググループでは、公共施設等の老朽化対策という各地方公共団体に共通の喫緊の課題に鑑み、全ての参加地方公共団体が施設別財務書類を作成しており、本研究会においては、セグメントの単位を施設とする場合に、少なくとも作成すべき財務書類や対象とすべき資産、負債、費用、収益等の範囲等の基本的な考え方及び作成手順等を中心に議論を行った。しかし、より精緻に作成し、分析する方法については議論の余地があり、必要に応じて検討されるべきである。また、セグメントの単位を事業や部署とする場合には、固有の資産、負債等が存在しない可能性があるため、このようなセグメントにおける資産、負債、費用、収益等の範囲や配賦基準等の考え方、分析の視点等については、引き続き検討することが必要である。

このため、本研究会後もワーキンググループを開催するなど、事業別、部署別の財務書類の作成及び分析に向けた整理が行われることが期待される。

(2) セグメント分析手法の標準化

本研究会においては、各地方公共団体が予算編成、資産管理、行政評価等の財政マネジメントに用いることを想定し、管理会計の手法の一つとして、セグメント分析に関する基本的な考え方及び作業手順等を議論してきた。管理会計については、各地方公共団体がそれぞれの目的に応じて、セグメント分析の単位、対象とする資産、負債、費用、収益等の範囲、配賦基準等の考え方を設定することとなるが、一方で、アカウンタビリティを追求していく上で、他団体比較による分析をより適切に行うためには、セグメント情報についても比較可能性を高めることが必要となる。そのためには、セグメント分析の単位、対象とする資産、負債、費用、収益等の範囲、配賦基準等の考え方についても、ある程度標準化されることが必要であり、各地方公共団体における取組状況を踏まえつつ、標準的なセグメント別財務書類の作成方法等についても議論が行われることが期待される。

第3 公会計情報の活用 ー財務書類から得られる各種指標の分析

1 財務書類から得られる各種指標の狙い

統一的な基準による地方公会計の整備により、決算統計に基づく財政指標や地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）における健全化判断比率等の指標に加え、地方公共団体が保有する資産・負債等に関する指標を算出することにより、地方公共団体の財政状況を多角的に分析することが可能となった。これまでの研究会等で示されてきた指標は下図のとおりであり、地方公共団体の説明責任は第一義的に住民に対して果たされるべきことから、住民を代表とする財務書類の利用者のニーズに基づく分析のあり方として、分析の視点とそれに関する指標が整理されている。

分析の視点	住民等のニーズ	指標
資産形成度	将来世代に残る資産はどのくらいあるか	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 住民一人当たり資産額 ▶ 有形固定資産の行政目的別割合 ▶ 歳入額対資産比率 ▶ 有形固定資産減価償却率
世代間公平性	将来世代と現世代との負担の分担は適切か	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 純資産比率 ▶ 社会資本等形成の世代間負担比率
持続可能性 (健全性)	財政に持続可能性があるか (どのくらい借金があるか)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 住民一人当たり負債額 ▶ 基礎的財政収支 ▶ 債務償還可能年数
効率性	行政サービスは効率的に提供されているか	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 住民一人当たり行政コスト ▶ 性質別・行政目的別行政コスト
自律性	歳入はどのくらい税金等でまかなわれているか (受益者負担の水準はどうなっているか)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 受益者負担の割合

総務省自治財政局財務調査課「地方公会計の活用に関する研究会報告書」（平成30年3月）より

資産形成度は、「将来世代に残る資産はどれくらいあるのか」という住民等のニーズに基づく視点であり、将来世代に残る資産の状況や固定資産の経年の程度については、貸借対照表の資産の部において示される地方公共団体の保有するストック情報や、減価償却累計額によって明らかにされるものである。住民一人当たり資産額や有形固定資産の行政目的別割合、有形固定資産減価償却率等の指標を用いることにより、さらに分析することが可能となる。

世代間公平性は、「将来世代と現世代との負担の分担は適切か」という住民等のニーズに基づく視点であり、将来世代と現世代の負担については、貸借対照表上の資産、負債、純資産の対比によって明らかにされるものである。純資

産比率、社会資本等形成の世代間負担比率といった指標を用いることにより、資産形成における将来世代と現世代までの負担のバランスや推移を分析することが可能となる。

持続可能性（健全性）は、「財政に持続可能性があるのか（どのくらい借金があるのか）」という住民等のニーズに基づく視点であり、健全化判断比率による分析も行われているが、貸借対照表では、地方債残高に加えて退職手当引当金や未払金等、発生主義による全ての負債を捉えることができるため、住民一人当たり負債額等の指標による分析が可能となる。

効率性は、「行政サービスは効率的に提供されているのか」という住民等のニーズに基づく視点であり、行政コスト計算書では、地方公共団体の経常的な行政活動に係る人件費や物件費等の費用を、発生主義に基づきフルコストとして捉えることができるため、住民一人当たり行政コスト等の指標による分析が可能となる。

自律性は、「歳入はどれくらい税金等でまかなわれているか（受益者負担の水準はどうなっているか）」という住民等のニーズに基づく視点であり、財政力指数等とも関連するが、行政コスト計算書においても使用料・手数料等の受益者負担の行政コストに対する割合を算出することができるため、これを受益者負担水準の適正さの指標として分析することが可能となる。

2 指標の検証

これらの指標については、「地方公会計の活用の促進に関する研究会」において検討が行われ、同研究会の報告書では、「全体の大まかな傾向を把握するには有用であるが、単年度に発生した取引の影響で大きく数値が変動する場合があること、経費の性質的には計算に含めるべきもの（又は除くべきもの）が、必ずしも加除されていないこと等から、分析結果を読み解く際には（中略）留意が必要」⁸とされており、いくつかの指標について留意点が示されている。特に、債務償還可能年数については、従前の算定式では極端に長い年月となる又は単年度では算出不能になる場合がありうることが指摘され、「債務償還可能年数の取扱い等については、各地方公共団体の実態を踏まえた上で、今後の検討課題としたい」⁹とされている。

そこで、本研究会においては、これらの指標について改めて検証し、算定式の修正等について検討を行った。

⁸ 総務省自治財政局財務調査課「地方公会計の活用の促進に関する研究会報告書」（平成30年3月）p.38

⁹ 同p.48

(1) 資産の状況

① 住民一人あたり資産額

算定式

$$\text{資産合計} \div \text{住民基本台帳人口}$$

資産額を住民基本台帳人口で除して住民1人当たりの資産額を算出することによって、住民にとっても分かりやすい情報となるとともに、類似団体とも比較が容易となる。

② 有形固定資産の行政目的別割合

有形固定資産の行政目的別（生活インフラ・国土保全、福祉、教育等）の割合を算出することにより、行政分野ごとの社会資本形成の比重を把握することができる。

また、経年比較により、行政分野ごとに社会資本がどのように形成されてきたかを把握するとともに、類似団体との比較により資産形成の特徴を把握し、今後の資産整備の方向性検討の参考となる。

③ 歳入額対資産比率

算定式

$$\text{資産合計} \div \text{歳入総額}$$

当該年度の歳入総額に対する資産の比率を算出することにより、これまでに形成されたストックとしての資産が、歳入の何年分に相当するかを表し、地方公共団体の資産形成の度合いを把握することができる。

なお、歳入総額とは、前年度からの繰越収入を含み、資金収支計算書の各収入（業務収入、臨時収入、投資活動収入、財務活動収入）及び前年度末資金残高の合計である。

④ 有形固定資産減価償却率

算定式

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{有形固定資産合計} - \text{土地等の非償却資産} + \text{減価償却累計額}}$$

有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過し

ているのかを全体として把握することができる。

また、行政目的別や施設別に当該比率を算出することにより、資産の償却が進んでいる行政分野や施設についてより詳細な把握が可能となる。

なお、減価償却累計額の算定には耐用年数省令による耐用年数を用いることを原則としているため、資産の長寿命化対策を行った場合に、その結果が直接反映されるものではないことに留意する必要がある。

(2) 資産と負債の比率

① 純資産比率

算定式

$$\text{純資産} \div \text{資産合計}$$

純資産の変動は、将来世代と過去及び現世代との間で負担の割合が変動したことを意味する。たとえば、純資産の増加は、過去及び現世代の負担によって将来世代も利用可能な資源を蓄積したことを意味する一方、純資産の減少は、将来世代が利用可能な資源を過去及び現世代が費消して便益を享受していると捉えることができる。

② 社会資本等形成の世代間負担比率（将来世代負担比率）

これまで研究会等で示していた算定式

$$\text{社会資本等形成の世代間負担比率} \\ (\text{将来世代負担比率}) = \frac{\text{地方債残高}(\ast)}{\text{有形・無形固定資産合計}}$$

※ 地方債残高…附属明細書（地方債（借入先別）

将来世代負担比率は、有形固定資産などの社会資本等に対して、将来の償還等が必要な負債による調達割合（公共資産等形成充当負債の割合）を算定することにより、社会資本等形成に係る将来世代の負担の程度を把握する指標としている。

ただし、この算定式では、分子を「地方債残高」としており、地方交付税の不足を補うために特例的に発行される臨時財政対策債等の地方債の残高も社会資本等形成に係る将来世代の負担に含まれている。しかし、地方財政の財源不足や減税に伴う減収等を補てんするために発行する特例的な地方債については、税収等の代わりに発行しているものであり、元利償還金の全額が後年度の普通交付税の基準財政需要額に算入されることとされている。

こと等から、他の地方債と同様に社会資本等形成に係る将来世代の負担として取り扱うことは適切ではない。

このため、社会資本等形成の将来世代負担比率の算定に当たっては、分子の「地方債残高」から臨時財政対策債等の特例地方債の残高を控除することが適当である。

見直し後の算定式

$$\text{社会資本等形成の世代間負担比率} \\ (\text{将来世代負担比率}) = \frac{\text{地方債残高}(\ast)}{\text{有形・無形固定資産合計}}$$

※ 地方債残高（附属明細書（地方債（借入先別））から以下を控除したもの）

- イ 臨時財政特例債
- ロ 減税補填債
- ハ 臨時税収補填債
- ニ 臨時財政対策債
- ホ 減収補填債特例分

（３）負債の状況

① 住民一人当たり負債額

算定式

$$\text{負債合計} \div \text{住民基本台帳人口}$$

負債額を住民基本台帳人口で除して住民一人当たり負債額とすることにより、住民にとって理解しやすい情報になるとともに、他団体との比較が容易になる。

② 基礎的財政収支

これまで研究会等で示していた算定式

$$\text{基礎的財政収支} = \text{業務活動収支(支払利息支出を除く。)} + \text{投資活動収支}$$

基礎的財政収支（プライマリーバランス）については、税収・税外収入と公債費を除く歳出との収支を表し、その時点で必要とされる政策的経費を、その時点の税収等でどれだけ賄っているかを示す指標とされている。

地方公会計においては、資金収支計算書の業務収入と投資活動収入の合計（地方債以外の収入）から業務支出と投資活動支出の合計を控除した収支

(地方債償還以外の支出)を用いて算出することとしており、支払利息支出については、地方債償還に係る支出として、業務活動収支から除いている。

上記の算定式では、投資活動収支には基金取崩収入及び基金積立金支出が含まれているため、基金を積み立てる余裕のある団体よりも基金を取り崩している団体の方が収支の状況が良く見えるという課題がある。しかし、基金への積立ては実質的な黒字要素であり、基金の取崩しは実質的な赤字要素である。このため、基礎的財政収支の算定に当たっては、投資活動収支から基金積立金支出及び基金取崩収入を除く必要がある。

この点、内閣府による「中長期の経済財政に関する試算」における「地方普通会計における基礎的財政収支」は、歳出総額から公債費と積立金を控除した額を、税収等(歳入総額から地方債、積立金取崩し額、繰越金を控除したもの)から控除した額としている¹⁰。

なお、基礎的財政収支については、業務活動収支と投資活動収支のいずれも赤字の場合、またはどちらか一方が赤字の場合でも赤字になりうるため、基金積立金支出及び基金取崩収入を除いたとしても、公共施設等の老朽化対策が喫緊の課題となる中で、必要な事業を行えば投資活動収支は赤字になり、基礎的財政収支も赤字になりうる。しかし、このことをどのように評価・分析すべきかについては、引き続き検討することが必要であり、一概に黒字であれば評価できるものではないことに留意が必要である。また、赤字要因に関しては、地方財政収支の不足額を補てんするために発行する特例的な地方債である臨時財政対策債等にも留意が必要であり、業務収入に臨時財政対策債発行可能額及び減収補填債特例分発行額を加えた分析を行うことも考えられる。

いずれにしても、基礎的財政収支が均衡している場合には、経済成長率が長期金利を下回らない限り、経済規模に対する債務の比率は増加しないため、国家財政の財政健全化に関しては重要な指標とされているが、より厳密に建設公債主義が適用され、原則として赤字公債に依存することができない地方公共団体の財政に関しては、健全化を判断する比率とは異なるものである。

¹⁰ 内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(平成31年1月30日経済財政諮問会議提出) p.9

【参考】資金収支計算書の各活動収支を用いた分析例

業務活動	投資活動	財務活動	＜考えられる理由(あくまで一例)＞
+	+	+	→ 集めた資金を使っていない。非現実的。
+	+	-	→ 活動全般を抑制し、借金の返済を優先している。
+	-	+	→ 借入も行い、大規模なインフラ整備を図っている。
+	-	-	→ 税金等に余裕があり、借金の返済もできている。
-	+	+	→ 収入の不足分を投資抑制や借金で埋めている。
-	+	-	→ 税金が不足しているが、投資抑制で借金返済。
-	-	+	→ 業務活動とインフラ整備の資金を借金に依存。
-	-	-	→ 資金が枯渇している。非現実的。

「新公会計シンポジウム 2017」（主催：新公会計制度普及促進連絡会議）大塚成男 千葉大学大学院教授
基調講演資料より抜粋し、加工

見直し後の算定式

$$\begin{aligned} \text{基礎的財政収支} &= \text{業務活動収支（支払利息支出を除く）} \\ &+ \text{投資活動収支（基金積立金支出及び基金取崩収入を除く）} \end{aligned}$$

③ 債務償還可能年数

これまで研究会等で示していた算定式

$$\text{債務償還可能年数} = \frac{\text{将来負担額}(\ast 1) - \text{充当可能基金残高}}{\text{業務収入等}(\ast 2) - \text{業務支出}(\ast 3)}$$

※1 将来負担額及び充当可能基金残高については、地方公共団体健全化法上の将来負担比率の算定式による。

※2 業務収入は、資金収支計算書（地方公会計）における業務収入（地方税、地方交付税等）による。また、「業務収入＋減収補填債特例分発行額＋臨時財政対策債発行可能額」とする。

※3 業務支出は、資金収支計算書（地方公会計）における業務支出（人件費、物件費、補助金等）による。

債務償還可能年数は、実質債務が償還財源の何年分あるかを示す指標で、業務活動の黒字分を償還財源に充てた場合に、何年で債務を償還できるかを示す理論値である。財政の持続可能性を把握する指標としては、実質公債費

率や将来負担比率が存在しているが、債務償還可能年数は、フローとストックを分母と分子で組み合わせた指標であり、地方債の発行抑制等（分子の縮小）だけでなく、事務事業の見直し等（分母の拡大）によっても改善するため、財政健全化を図るに当たって総合的な指標とも考えることができる。

しかし、償還財源を業務活動収支とする算定式には、債務償還可能年数を適切に算出するに当たって、いくつかの課題がある。まず、実質債務（分子）に含まれている地方債等に係る償還財源の一部が、償還財源（分母）に含まれていないという課題がある。具体的には、公営企業会計や一部事務組合等の地方債で一般会計等が元金償還を負担するものについては、「将来負担額」に含まれるため分子に計上されているが、それら（公営企業や一部事務組合等の起こした地方債）の償還財源に充てた繰出金や負担金などは「業務支出」に含まれるため、分母から除外されている。つまり、本来の償還財源よりも分母が過小であるため、債務償還可能年数が過大に算出されることとなる。なお、この課題については、分母に公営企業や一部事務組合等の起こした地方債の償還財源に充てた繰出金や負担金の額を加えることによって解決することが可能である。

また、「業務支出」には、国道や一級河川等の管理者と所有者が異なる資産（以下「所有外資産」という。）の整備費用など、投資活動支出的な性質を持っているが、地方公共団体の資産形成を伴わないため、「業務支出」に区分されている支出も含まれている。例えば、指定区間外の国道や指定区間の一級河川等、法令に基づいて地方公共団体が管理することとされている又は管理を委託されているが、国に帰属している資産については、地方公共団体の資産としては計上されず、資金収支計算書上は「投資活動支出」ではなく「業務支出」に区分されるが、その整備に要した経費に地方債を充当した場合には、負債に残高が計上される。このため、例えば所有外資産の大規模な事業を行った年度においては、業務活動収支の黒字分が極端に小さく（又は赤字に）なり、結果として債務償還可能年数が極端に長く（又は算出不能に）なりうるが、このことは実際の債務償還能力を反映しているわけではない。よって、償還財源を経常的な活動の収支と捉える場合には、「業務支出」のうち、所有外資産の整備費用など、投資活動支出的な性質を持っているものについては、その影響を除くことが適当である。

ただし、投資活動支出的な性質を持つ業務支出について、仮に分母から除くこととすれば、その範囲を具体的に整理する必要がある。また、各地方公共団体においても、該当する業務支出を特定し、金額を把握することが必要となる。一方で、そういった支出については、資金収支計算書上も業務支出ではなく投資活動支出に区分すべきではないかという議論もあり、統一的な

基準の改正も含めて検討する必要がある。統一的な基準については、地方公共団体における運用の実態を踏まえて、随時改善を重ねていくものであり、投資活動支的的な性質を持つ業務支出の取扱いについては一つの課題として認識し、引き続き議論を行うことが求められる。

このため、当面は以下の算定式により、償還財源を業務活動収支とするのではなく、決算統計の経常一般財源等（歳入）と経常経費充当財源等（歳出）の収支として算出することとする。なお、分母の償還財源については、これまで用いていた算定式では償還財源に含まれていなかった、公営企業や一部事務組合等の起こした地方債の償還財源に充てた繰出金や負担金等を加えることとし、また、分子の実質債務については、将来負担額から償還財源に充当することができる充当可能基金及び充当可能特定歳入¹¹を控除したものとす。

債務償還可能年数は、償還能力を示す指標としては、従来の財政指標になかったものとしてその活用に期待する声大きい。全地方公共団体でその数値を算定して公表され、その分布状況が明らかになることを受けて、今後はその適正水準はどのようなものかについての議論が深められる必要がある。

いずれにしても、この数値は地方公会計から得られる情報ではないことから、地方公会計の取組においては参考指標という位置付けとする。

見直し後の算定式

$$\text{債務償還可能年数} = \frac{\text{将来負担額} (\times 1) - \text{充当可能財源} (\times 2)}{\text{経常一般財源等 (歳入) 等} (\times 3) - \text{経常経費充当財源等} (\times 4)}$$

- ※1 将来負担額については、地方公共団体健全化法上の将来負担比率の算定式による。
- ※2 充当可能財源は、地方公共団体健全化法上の将来負担比率の算定式の「充当可能基金残高＋充当可能特定歳入」とする。
- ※3 経常一般財源等（歳入）等は、「①経常一般財源等＋②減収補填債特例分発行額＋③臨時財政対策債発行可能額」とする。なお、①②は地方財政状況調査様式「歳入の状況 その2収入の状況」、③は地方公共団体健全化法上の実質公債費率の算定式による。
- ※4 経常経費充当財源等は、地方財政状況調査様式「性質別経費の状況」の経常経費充当一般財源等から、次の金額を控除した額とする。なお、イ～ハは地方公共団体健全化法上の実質公債費率の算定式、二は地方財政状況調査様式「性質別経費の状況」による。
 - イ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ニ 元金償還金（経常経費充当一般財源等）

¹¹ 将来負担額として計上されている地方債の現在高等に対して、その償還財源に充てることのできる国庫支出金や公営住宅の賃貸料等（特定歳入の充当先となる地方債の元利償還金等との間に相当の因果関係があり、かつ、当該元利償還金等に充当することが制度的に予定されているものに限る）

(4) 行政コストの状況

① 住民一人当たり行政コスト

算定式

$$\text{純行政コスト} \div \text{住民基本台帳人口}$$

行政コスト計算書で算出される純行政コストを住民基本台帳人口で除して住民1人当たりの行政コストの額を算出することにより、行政活動の効率性を測定することが可能となる。

② 性質別・行政目的別行政コスト

行政コスト計算書では、性質別（人件費、物件費等）の行政コストが計上されており、また、附属明細書では、行政目的別（生活インフラ・国土保全、福祉、教育等）の行政コストが計上されている。これらを経年比較することにより、行政コストの増減項目の分析をすることが可能となる。

性質別・行政目的別行政コストを住民基本台帳人口で除して住民一人当たり性質別・行政目的別行政コストとすることにより、行政活動に係る効率性を性質別・行政目的別に測定することが可能となる。

(5) 受益者負担の状況

① 行政コストに占める受益者負担の割合

算定式

$$\text{受益者負担比率} = \frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}}$$

受益者負担比率は、行政コスト計算書の経常収益（使用料・手数料等）と経常費用と比較することにより、行政サービス提供に対する直接的な負担の割合を算出した指標である。

しかし、経常収益に含まれない分担金や負担金として徴収しているものの中にも、受益者負担に類似するものがあるため、「地方公会計の活用の促進に関する研究会報告書」においては、「課題の設定によっては、分担金や負担金を加えた比率で分析すること」も考えられるとしている。

受益者負担に類似する分担金及び負担金を経常収益に含めるよう算定式を修正する場合には、どのような分担金及び負担金が受益者負担に類似するのかが特定する必要があるが、まずは、個別に分析するに当たって、受益者負

担に類似すると考えられる分担金及び負担金（保育料等）がある場合には、それを経常収益に加えた数値を算出することが考えられる。

3 今後の課題

これらの指標については、全体の大まかな傾向を把握するには有用であり、また、本研究会における算定式の見直しの検討により、より実態を正確に表すことができるようになった。このため、まずは各地方公共団体において各指標を算出し、経年比較や類似団体間比較等を行うことにより、傾向や特徴の把握に役立てられることを期待したい。

一方、これらの指標に関しては、以下の課題があり、地方公共団体における指標を用いた分析の状況等を踏まえながら、引き続き検討を重ねていくことが必要である。

（1）決算統計に基づく指標等との関連性

地方公共団体の財政状況を分析する指標としては、決算統計に基づく経常収支比率等の指標や健全化判断比率等があり、地方公会計に基づく指標を算出することにより、地方公共団体の財政状況を多角的に分析することが可能となったが、これらの指標と地方公会計の指標の関係性については、網羅的に整理されているわけではない。このため、決算統計等による指標から分析できる地方公共団体の財政状況と、地方公会計の指標による分析が整合性のとれたものとなっているか等、引き続き検討を行っていくことが必要である。

また、財政状況の分析については、一つの指標だけで判断するのではなく、複数の指標を組み合わせた分析も行われており、財政状況資料集において、将来負担比率と有形固定資産減価償却比率の組合せによる分析が公表されているが、財政状況の更なる「見える化」の取組と併せて、決算統計等による指標と地方公会計の指標の組合せによる分析についても、引き続き検討が必要である。

（2）所有外資産の取扱い

地方公会計の整備により、地方公共団体が保有する資産・負債等に関する指標を算出することが可能となったが、資産に関する指標について留意すべき点は、これらの指標に用いている資産の金額には、所有外資産の金額は含まれていないことである。統一的な基準においては、所有外資産については、(i)国の貸借対照表に計上されているため、地方公共団体の貸借対照表に計上すると重複計上となること、(ii)資産計上するためには固定資産台帳の整備が必要となるが、まずは所有資産の固定資産台帳の整備を優先すべきであったことなどから、地

方公共団体の貸借対照表には資産として計上しないこととしている。一方、これらの施設等の整備に要した経費に地方債を充当した場合には、負債に計上することとなっている。なお、資産としては計上しないが、マニュアルにおいては、公共施設等のマネジメントの観点から、「管理者と所有者が異なる指定区間外の国道や指定区間の一級河川（中略）の財務情報」を注記することが望まれるものとしている。

所有外資産については貸借対照表に資産と負債がアンバランスに計上されるため、特に都道府県においては市区町村に比べて純資産が低い水準となっている。さらに、公共施設等の老朽化対策は国の施設か地方公共団体の施設かを問わず喫緊の課題であり、今後、所有外資産について必要な事業を進めていくと、資産には計上されないが、地方債を充当すれば負債に計上されていくため、純資産が減少し続けてマイナスに転じる可能性もある。

しかし、所有外資産については、広く住民が将来の経済的便益を享受するものであり、実質的には都道府県の資産とみなすこともできることから、財務状況の分析に当たっては、貸借対照表上の金額だけではなく、注記の所有外資産の額を反映して評価すべきとも考えられる。また、資産額や純資産額を算定式に用いている指標（住民一人当たり資産額・純資産比率・歳入額対資産比率・有形固定資産減価償却率・将来世代負担比率）による分析を行うに当たっても、貸借対照表上の金額で算出するだけではなく、注記の所有外資産の額を反映して算出することが考えられる。

なお、公共施設等のマネジメントの観点からは、中長期的には所有外資産についても所有する資産と同様に情報を管理することが望ましいと考えられるが、財務書類に資産として計上することについては、国等の財務書類と二重に計上される等の課題がある。

あわせて、資金収支計算書における所有外資産の整備に係る支出に関する区分については、投資活動支出ではなく、移転費用として業務支出に分類されているが、このような投資活動的な支出の資金収支計算書上の区分のあり方についても、引き続き課題として認識し、検討していくことが必要である。

第4 公会計情報の「見える化」 —比較可能な形による財務書類の開示

1 公会計情報の「見える化」の目的

地方公会計の取組は、財政の透明性を高め、住民に対する説明責任をより適切に果たし、財政の効率化・適正化を図るため、従来からの現金主義・単式簿記による予算・決算制度に加えて、発生主義・複式簿記による財務書類を開示するものであり、財務書類等の公会計情報は開示することが前提となっている。

既に統一的な基準による財務書類を作成した地方公共団体の多くは、各団体のホームページにおいて財務書類等を開示しており、指標を用いた分析や、住民に分かりやすい説明を加えた資料を併せて開示している地方公共団体も少なくない。しかし、一部においては、ホームページには掲載していない、又は一部の財務書類のみを開示している地方公共団体もあり、情報開示の徹底・拡充が求められる。

「経済財政運営と改革の基本方針 2018～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～」(平成30年6月15日閣議決定)(以下「基本方針2018」という。)においても、「統一的な基準による地方公会計について、固定資産台帳や出資金明細等の整備等、比較可能な形で情報公開の徹底・拡充を促進するなど、資産管理向上への活用を推進する」とされており、比較可能な形による更なる「見える化」が求められている。

ほぼ全ての地方公共団体が統一的な基準による財務書類が作成され、各団体のホームページ等で開示されたことにより、類似団体の財務書類と比較する等によって分析することも可能となった。一方、他団体の財務書類等と比較するためには、各団体のホームページから個別に情報を収集する必要があること、開示されている財務書類の金額の単位等が異なる場合には、比較できるように揃える作業が必要であること、指標を算出する際には財務書類以外の情報も収集する必要があること等から、公会計情報が比較可能な形によって示されることが求められている。「地方公会計の活用に関する研究会報告書」においても、「類似団体との比較分析を効率的に進めるために、各地方公共団体の指標を比較可能な形で示す方法の検討については、(中略)引き続きの課題として認識する必要がある」とされている。

このため、本研究会においては、各地方公共団体の財務書類等の情報がホームページ等で一覧できるよう、統一的な開示の様式及び一覧化の様式について検討を行った。総務省においては、これまでの検討を踏まえ、各地方公共団体の財務書類等の情報を集約した上で、ホームページにおいて比較可能な形で公表することが望まれる。その際、各地方公共団体が、他団体との比較等により、財政運営上の課題をより明確にして、住民等に分かりやすく情報を開示していくこ

とが重要である。公会計情報が比較可能な形で「見える化」されることと併せて、各地方公共団体において財務分析が進められるとともに、財務書類等の情報の精緻化が図られることを期待したい。

2 財務書類等の統一的な開示と一覧化

(1) 統一的な開示の様式

財務書類等の分析に当たっては、まず、資産・負債・コスト等の総額や指標の数値により全体的な状況を把握することが考えられるため、統一的な開示の様式については、財務書類等の主要な情報を抜粋したものが適当であると考えられる。また、各地方公共団体の傾向や特徴を把握するためには、経年比較や類似団体間比較を行うことが有効であるため、統一的な開示の様式は、5年度程度の推移を比較することができるようにするとともに、類似団体の数値も表示されることが適当である。

各地方公共団体においては、これらの情報をもとに、財務状況について分析を行うことが期待され、統一的な開示の様式には、その分析の内容を併せて記載することが望ましい。なお、災害等の一時的な要因や会計処理方法の変更等による影響についても留意が必要であり、補正した上で分析を行うことが適当である場合もあるため、特殊要因等がある場合には、各地方公共団体においてその旨を統一的な開示の様式に記載することが望ましい。

以上を踏まえ、財務書類等の主な内容をまとめた統一的な開示の様式については、【様式1】のとおりとする。

【様式1】(例：平成28年度決算分)

平成28年度 財務書類に関する情報①

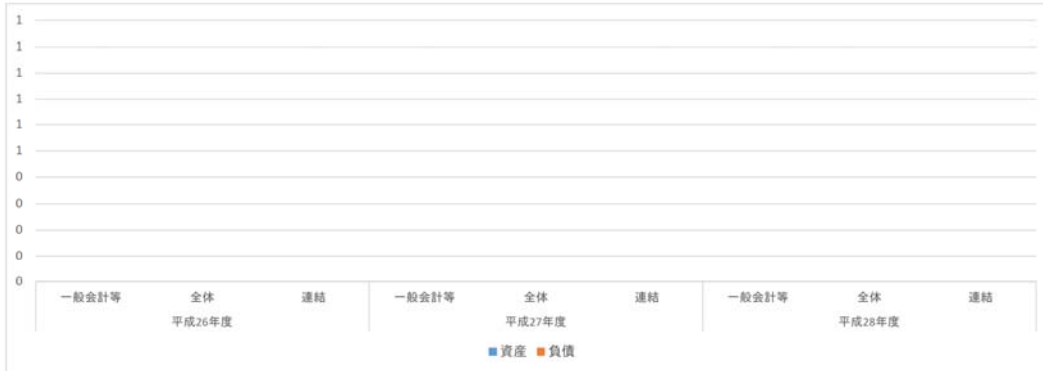
団体名 ○○県○○市
 団体コード XXXXXX

人口	人(H29.1.1現在)	職員数(一般職員等)
面積	km ²	実質赤字比率
標準財政規模	千円	連結実質赤字比率
類似団体区分		実質公債費率
		将来負担比率

1. 資産・負債の状況

(単位:百万円)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等	資産			
	負債			
全体	資産			
	負債			
連結	資産			
	負債			

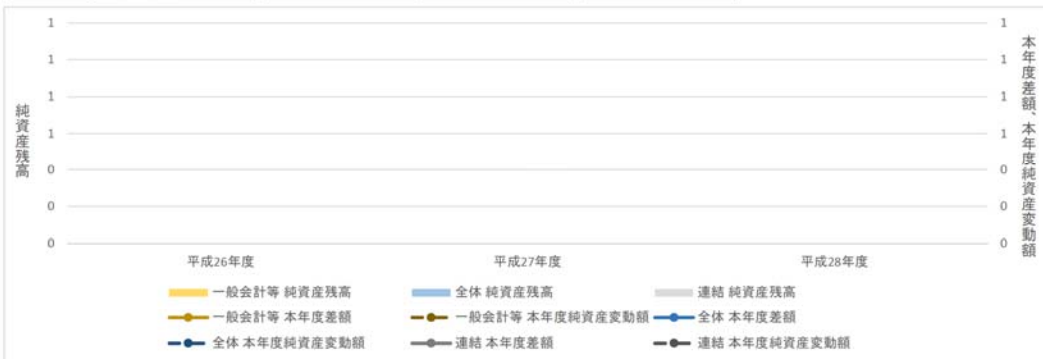


分析:

3. 純資産変動の状況

(単位:百万円)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等	本年度差額			
	本年度純資産変動額			
	純資産残高			
全体	本年度差額			
	本年度純資産変動額			
	純資産残高			
連結	本年度差額			
	本年度純資産変動額			
	純資産残高			



分析:

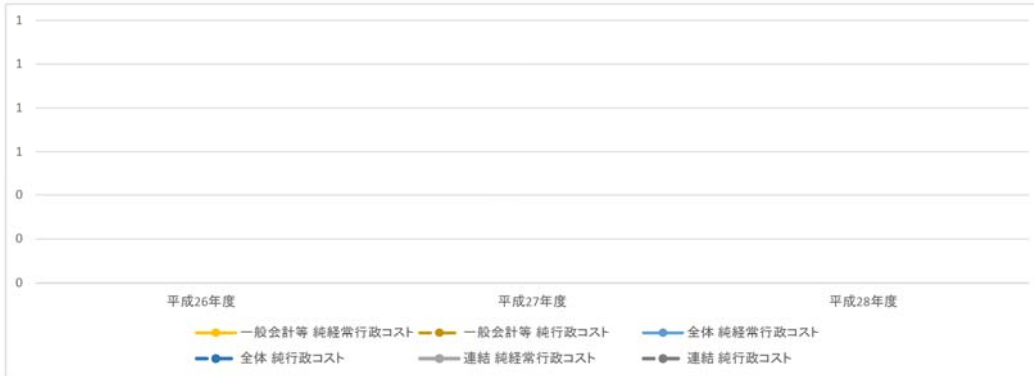
人
%
%
%
%

附属明細書・注記・固定資産台帳の公表状況		
附属明細書	注記	固定資産台帳

2. 行政コストの状況

(単位: 百万円)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等	純経常行政コスト			
	純行政コスト			
全体	純経常行政コスト			
	純行政コスト			
連結	純経常行政コスト			
	純行政コスト			

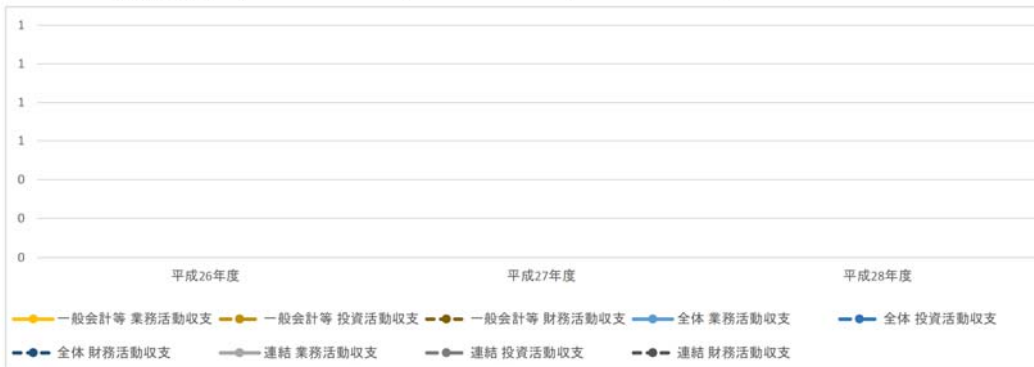


分析:

4. 資金収支の状況

(単位: 百万円)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等	業務活動収支			
	投資活動収支			
	財務活動収支			
全体	業務活動収支			
	投資活動収支			
	財務活動収支			
連結	業務活動収支			
	投資活動収支			
	財務活動収支			



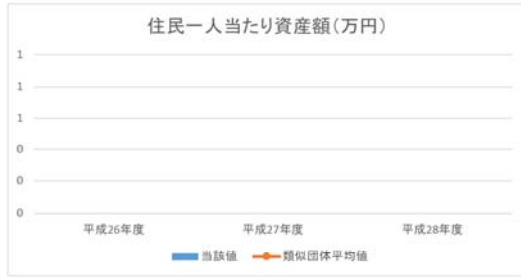
分析:

平成28年度 財務書類に関する情報②(一般会計等に係る指標)

1. 資産の状況

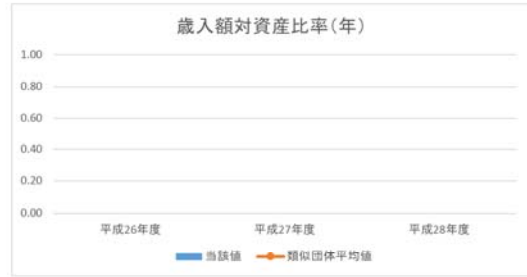
①住民一人当たり資産額(万円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
資産合計			
人口			
当該値			
類似団体平均値			



②歳入額対資産比率(年)

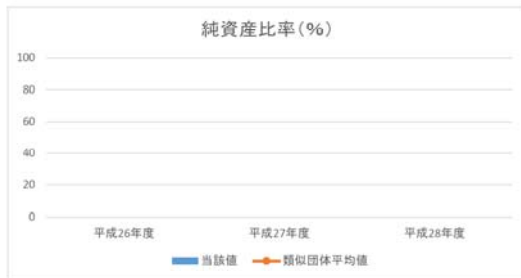
	平成26年度	平成27年度	平成28年度
資産合計			
歳入総額			
当該値			
類似団体平均値			



2. 資産と負債の比率

④純資産比率(%)

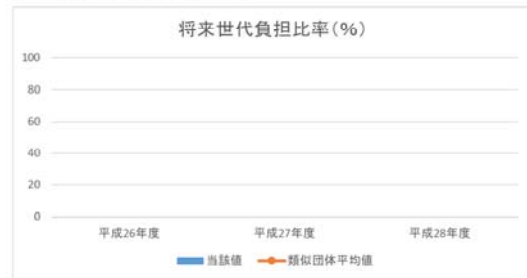
	平成26年度	平成27年度	平成28年度
純資産			
資産合計			
当該値			
類似団体平均値			



⑤将来世代負担比率(%)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
地方債残高 ※1			
有形・無形固定資産合計			
当該値			
類似団体平均値			

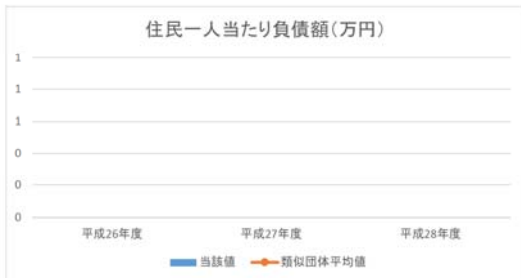
※1 特例地方債の残高を控除した後の額



4. 負債の状況

⑦住民一人当たり負債額(万円)

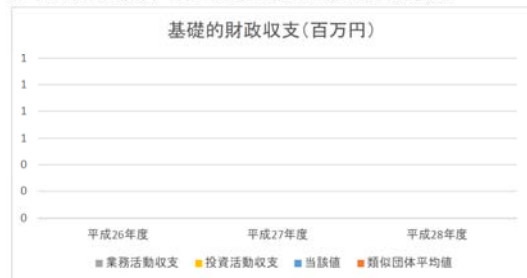
	平成26年度	平成27年度	平成28年度
負債合計			
人口			
当該値			
類似団体平均値			



⑧基礎的財政収支(百万円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
業務活動収支 ※1			
投資活動収支 ※2			
当該値			
類似団体平均値			

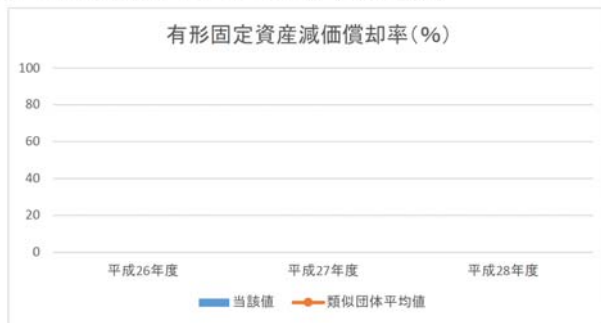
※1 支払利息支出を除く。 ※2 基金積立金支出及び基金取崩収入を除く。



③有形固定資産減価償却率(%)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
減価償却累計額			
有形固定資産 ※1			
当該値			
類似団体平均値			

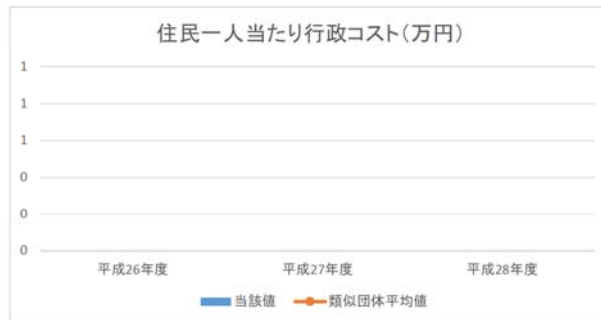
※1 有形固定資産合計－土地等の非償却資産＋減価償却累計額



3. 行政コストの状況

⑥住民一人当たり行政コスト(万円)

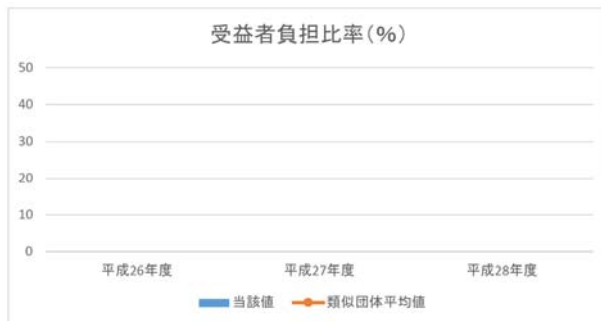
	平成26年度	平成27年度	平成28年度
純行政コスト			
人口			
当該値			
類似団体平均値			



5. 受益者負担の状況

⑨受益者負担比率(%)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
経常収益			
経常費用			
当該値			
類似団体平均値			



分析欄:

1. 資産の状況

2. 資産と負債の比率

3. 行政コストの状況

4. 負債の状況

5. 受益者負担の状況

(2) 一覧化の様式

全体的な傾向や特徴については、統一的な開示の様式により示すことが可能であるが、その傾向や特徴の要因等の分析に当たっては、詳細な情報を参照することが必要となる。このため、統一的な開示の様式と併せて、財務書類の最も詳細な情報である各勘定科目の金額についても一覧化することにより、比較可能な形による公会計情報の「見える化」を行うことが適当である。

以上を踏まえ、統一的な基準による財務書類の各勘定科目の金額及び指標の一覧化の様式は、【様式2】のとおりとする。

【様式2】

平成28年度 財務書類に関する情報【〇〇市】

一般会計等、全体、連結貸借対照表内訳表 (B5)

左上のタイトル及びシート名は、年度及び都道府県名により変わります。(本様式は市区町村分用ですが、都道府県分もタイトル以外は同様です)

(単位：百万円)

左から団体コードの昇順に並びます。

科目	〇〇市			△△市			××市		
	一般会計等	全体	連結	一般会計等	全体	連結	一般会計等	全体	連結
固定資産									
有形固定資産									
事業用資産									
土地									
建物									
建物減価償却累計額									
工作物									
工作物減価償却累計額									
船舶									
船舶減価償却累計額									
浮橋等									
浮橋等減価償却累計額									
航空機									
航空機減価償却累計額									
その他									
その他減価償却累計額									
建設仮勘定									
无形资产									
土地									
建物									
建物減価償却累計額									
工作物									
工作物減価償却累計額									
その他									
その他減価償却累計額									
建設仮勘定									
物産									
物産減価償却累計額									
無形固定資産									
ソフトウェア									
その他									
投資その他の資産									
投資及び有価証券									
有価証券									
出資金									
その他									
投資損失引当金									
長期貸付債権									
長期貸付金									
基金									
減価基金									
その他									
徴収不能引当金									
流動資産									
現金預金									
未収金									
短期貸付金									
基金									
対投資基金									
減価基金									
繰上資産									
その他									
徴収不能引当金									
繰上資産									
繰上資産合計									
固定負債									
地方債									
長期未払金									
退職手当引当金									
損失補償等引当金									
その他									
流動負債									
1年内償還予定地方債									
未払金									
未払費用									
前受金									
前受収益									
買入等引当金									
繰り金									
その他									
負債合計									
固定資産等形成分									
流動分(不足分)									
借入金等形成分									
繰上資産合計									
投資及び有価証券合計									

一般会計等、全体、連結行政コスト計算書内訳表 (PL)

科目	一般会計等			全体			連結		
	一般会計等	全体	連結	一般会計等	全体	連結	一般会計等	全体	連結
経常費用									
業務費用									
人件費									
職員給与費									
賞与等引当金繰入額									
退職手当引当金繰入額									
その他									
物件費等									
物件費									
維持管理費									
減価償却費									
その他									
その他の業務費用									
支払利息									
徴収不能引当金繰入額									
その他									
経常費用									
補助金等									
社会保障給付									
他会計への繰出金									
その他									
経常収益									
使用料及び手数料									
その他									
経常行政コスト									
臨時損失									
災害復旧事業費									
減価償却引当金繰入額									
損失繰戻引当金繰入額									
その他									
臨時利益									
資産売却益									
その他									
経行政コスト									

一般会計等、全体、連結純資産変動計算書内訳表 (NW)

科目	一般会計等			全体			連結		
	一般会計等	全体	連結	一般会計等	全体	連結	一般会計等	全体	連結
前年度末純資産残高									
経行政コスト (△)									
剰余									
税金等									
国庫等補助金									
本年度変動									
固定資産の変動 (内部変動)									
有形固定資産等の増加									
有形固定資産等の減少									
貸付金・基金等の増加									
貸付金・基金等の減少									
資産評価差額									
無償取得等									
他団体出資等分の増加									
他団体出資等分の減少									
引当・繰戻引当金等に係る増減									
その他									
本年度純資産変動額									
本年度末純資産残高									

一般会計等、全体、連結高収益支計算書内訳表 (CF)

科目	一般会計等			全体			連結		
	一般会計等	全体	連結	一般会計等	全体	連結	一般会計等	全体	連結
業務支出									
業務費用支出									
人件費支出									
物件費等支出									
支払利息支出									
その他の支出									
経常費用支出									
補助金等支出									
社会保障給付支出									
他会計への繰出金支出									
その他の支出									
業務収入									
税金等収入									
国庫等補助金収入									
使用料及び手数料収入									
その他の収入									
臨時支出									
災害復旧事業費支出									
その他の支出									
臨時収入									
業務活動収支									
投資活動支出									
公共施設等整備費支出									
基金積立金支出									
貸付金及び貸付金支出									
貸付金支出									
その他の支出									
投資活動収入									
国庫等補助金収入									
基金取崩収入									
貸付金元金回収収入									
資産売却収入									
その他の収入									
投資活動収支									
財務活動支出									
地方債等償還支出									
その他の支出									
財務活動収入									
地方債等発行収入									
その他の収入									
財務活動収支									
本年度変動変動額									
前年度末高収益残高									
比例連結割合(変更)・修正額									
本年度末高収益残高									
前年度末繰引外高収益残高									
本年度繰引外高収益減額									
本年度末繰引外高収益残高									
本年度末高収益残高									

指標

住民一人当たり純資産 (万円)									
歳入課税負担比率 (年)									
有形固定資産等減価償却率 (%)									
純資産比率 (%)									
経常世代負担比率 (%)									
住民一人当たりの行政コスト (万円)									
住民一人当たりの負債額 (万円)									
繰上利益収支 (百万円)									
受益者負担比率 (%)									

一般会計等に
係る指標
の算定結果
が入ります。

空白

一般会計等に
係る指標
の算定結果
が入ります。

空白

一般会計等に
係る指標
の算定結果
が入ります。

空白

3 今後の課題

公会計情報の「見える化」については、基本方針 2018 に、「固定資産台帳や出資金明細等の整備等、比較可能な形で情報公開の徹底・拡充を促進する」とされているなど、更なる「見える化」が求められている。本研究会で示した比較可能な形による「見える化」の様式では、主に財務四表（又は三表）の金額及び指標の数値を対象としているが、統一的な基準による財務書類は、出資金明細等の附属明細書及び注記も含めて作成し、開示することとしている。

統一的な基準による財務書類については、多くの地方公共団体で開示が進んでいるが、財務書類を作成している地方公共団体であっても、附属明細書及び注記については、作成されていない又は開示していない団体が散見される。附属明細書には、有形固定資産の行政目的別明細等の重要な情報が含まれており、注記には資産の評価基準及び評価方法等、分析に当たって考慮すべき情報が含まれているため、これらも併せて開示されることが必要である。これらの情報を開示していない地方公共団体においては、附属明細書及び注記を作成した上で、開示することが求められる。また、固定資産台帳についても、開示していない地方公共団体があるが、個人情報に関するもの等開示することが適当ではない情報以外は、開示されるべきである。

固定資産台帳や附属明細書の情報量は膨大かつ複雑であるため、今回の様式 1 及び様式 2 と同様の形で「見える化」することは困難であると考えられるが、基本方針 2018 等を踏まえ、引き続き公会計情報の更なる比較可能な形による「見える化」の方策を検討していくことが必要である。

おわりに ー地方公会計の定着と推進に向けて

(1) 地方公会計の定着に向けて

地方公会計の取組は、財務書類等を特別に作成して開示するものではなく、日々の財務活動や行財政運営に組み込んでいくことが重要である。ほぼ全ての地方公共団体において、統一的な基準による財務書類等が作成されたことを踏まえ、財務書類等が毎年度適切に更新され、開示されるとともに、その情報が指標や経年・団体間比較等により分析され、予算編成、資産管理、行政評価等に活用されることを通じて、取組の定着が図られることが必要である。

このため、本研究会においては、地方公共団体における地方公会計の取組の定着を図るため、管理会計の手法の一つである「セグメント別財務書類の作成・分析方法」、分析に用いる「財務書類から得られる各種指標の分析」、経年・団体間比較等を行うための「比較可能な形による財務書類の開示」を中心に、4回にわたって議論を重ねてきた。

地方公共団体においては、本研究会の検討成果を参考として、セグメント別財務書類の作成・分析に着手するとともに、各種指標や類似団体間比較等による分析を行うなど、地方公会計を日常の財務活動や行財政運営に組み込んでいく取組を進めていくことが期待される。

あわせて、分析を行う能力の向上も重要であり、総務省においてセグメント別財務書類や各種指標等を用いた分析等に関する研修を充実させる等、人材育成にも取り組むことが期待される。

一方で、地方公会計の取組が一層推進されるためには、地方公会計に係る業務効率化の方策についても検討が必要である。例えば、財務書類等作成業務における効果的なIT活用策として、財務会計システムと一体的な地方公会計システムを導入し、あらかじめ歳出科目と勘定科目の紐付けを行うことや、予算執行時に自動的に仕訳変換をする仕組みを構築することにより、日々仕訳の円滑な導入や期末一括仕訳における確認作業の軽減も可能になると考えられる。また、公有財産台帳と固定資産台帳のデータを連携・統合することにより、各台帳への登録業務を効率化することが可能になると考えられる。このような効率化により財務書類等の作成に係る時間が短縮されれば、財務分析に注力する時間を十分に確保することが可能になるとともに、行政評価や予算編成のプロセスにおいて財務書類等の情報を利用することも可能になることから、各地方公共団体においては、財務会計システムの入替え等のタイミングにあわせて、上記のような財務書類等の作成業務の効率化の方策について検討が行われることが期待される。

さらに、地方公会計の定着の観点からは、地方公会計の取組を日常的な行財政運営と連動させ、その効果を高めていく点に配慮することも重要である。例えば、

総合計画の見直しのタイミングにあわせて、総合計画で示される政策体系に従って組織体制を整備し、その組織で遂行する予算体系を整合的に設定することにより、地方公会計で得られる情報が、政策・組織・予算と有機的に連携することにつながると考えられる。その上で、組織別や事業別のセグメント情報の分析を行うことにより、行政評価や政策・事業の進捗管理、翌年度の予算要求等に活用することが可能になると考えられる。

このような観点から、参考となる事例等について、引き続き収集・分析が行われることが求められるとともに、地方公会計の取組の定着に向け、各地方公共団体における全庁的な体制整備や将来にわたる地方公会計の推進に関するロードマップ等が示されることが期待される。

（２）財務書類及び固定資産台帳の精緻化に向けて

統一的な基準による財務書類及び固定資産台帳については、今後、予算編成、資産管理、行政評価等への活用を推進することとあわせて、精緻化を図っていくことが重要である。例えば、固定資産台帳を作成する段階では、マニュアルにおいて、建物に係る開始時簿価の算定の際に建物本体と附属設備の耐用年数が異なる場合であっても、一体とみなして建物本体の耐用年数を適用して減価償却計算を行うこと、過去に取得した事業用資産の工作物を分けて管理していない場合には、一体として固定資産台帳に記載すること等を許容しており、更新等のタイミングで精緻化を図ることとしている。このため、今後、固定資産台帳を更新する中で、このような資産について登録単位や資産評価の精緻化を図っていくことが求められる。

また、今後、比較可能な形による財務書類の開示が推進されることが期待される中で、資産評価の方法等については、開始時を中心に、現実的な対応可能性にも配慮し、マニュアルにおいて複数の評価方法から選択することを許容しており、それによって資産額に大きな差が生じることもあり得る。このため、分析に当たっては、各地方公共団体が採用している資産評価の方法等に留意する必要がある。さらに、将来的には、固定資産台帳の精度及び財務書類の比較可能性をより高めるため、各地方公共団体における取組状況等を踏まえつつ、資産評価の方法等について検証を行い、必要に応じてマニュアルの見直し等を行うことも考えられる。

なお、統一的な基準に関しては、本研究会においても、所有外資産の整備費用等の投資活動支的的な性質を持つものの資産形成を伴わないために業務支出に含まれる支出について、資金収支計算書上の区分のあり方が指摘されたが、このような統一的な基準に関する課題についても、引き続き検討を行い、地方公共団体における運用の実態等を踏まえて、随時、統一的な基準の改善を重ねていくこ

とが必要である。

あわせて、翌年度の予算編成、資産管理、行政評価等に財務書類等の情報を活用するためには、予算編成等の作業を行う時期までに前年度決算に係る財務書類が作成されていることが重要であるため、毎年度の固定資産台帳の更新及び財務書類の作成時期についても、早期化を図ることが求められる。

(3) 地方公会計の更なる推進に向けて

地方公会計の更なる推進に向けて、本研究会において指摘した課題については、引き続き検討が必要である。

まず、本研究会では、公共施設等の適正管理の推進という喫緊の課題を踏まえ、「第2 セグメント分析の推進－セグメント別財務書類の作成・分析」について、セグメントの単位を施設とする場合を中心に議論を行ったが、単位を事業や部署とする場合等には、施設を保有していない事業や部署における資産、負債、費用、収益等の範囲や配賦基準等の考え方、分析の視点等が異なることが想定されるため、単位を事業等とする場合についても検討が必要である。また、本研究会では、多くの地方公共団体においてセグメント別財務書類が作成できるよう、可能な限り簡素な方法を示しているが、各地方公共団体の取組の状況等も踏まえ、より精緻な方法についても必要に応じて検討していくことが適当である。

また、「第3 公会計情報の活用－財務書類から得られる各種指標の分析」において、これまでの研究会等で示されてきた地方公会計の指標の検証等を行ったが、これらの指標と決算統計に基づく経常収支比率等の指標や健全化判断比率等との整合性についても検証を行うとともに、決算統計等による指標との組合せによる分析の方法や新たな指標の検討を行う等、公会計情報の活用のあり方について、引き続き研究を行っていくことが必要である。なお、これらの検討に当たっては、決算統計と地方公会計の関係性についても検討を要する場合があることが考えられる。

さらに、「第4 公会計情報の「見える化」－比較可能な形による財務書類の開示」において、主に財務四表の金額及び指標について、統一的に開示する様式等について検討を行ったが、公会計情報を含む地方財政については、更なる「見える化」が求められている。地方公共団体では統一的な基準による財務書類の開示が進んでいるが、附属明細書及び注記については、作成されていない又は開示していない団体が散見されており、また、固定資産台帳についても開示していない地方公共団体がある。このため、まずは財務書類等の開示の徹底・拡充が必要であり、引き続き更なる「見える化」の方策を検討していくことが求められる。

これらの継続課題については、来年度以降も研究会を開催する等により議論が重ねられ、地方公会計の取組が一層推進されることを期待したい。

「地方公会計の推進に関する研究会」

開催要綱

1. 趣 旨

ほぼ全ての地方公共団体において統一的な基準による地方公会計が整備されたところであり、今後は、各地方公共団体において同基準による固定資産台帳の更新及び財務書類の作成・公表が毎年度適切に行われるとともに、これらの情報が資産管理や予算編成などに活用されることが必要であることから、活用の具体的な方法の検討及び先進事例の更なる収集等を行うため、「地方公会計の推進に関する研究会」を開催する。

2. 名 称

本研究会は、「地方公会計の推進に関する研究会」（以下「研究会」という。）と称する。

3. 構 成 員

別紙のとおりとする。

4. 運 営

- (1) 座長は、研究会を招集し、主宰する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、あらかじめ座長代理を指名することができる。
- (3) 座長は、必要に応じ、必要な者に出席を求めることができる。
- (4) 研究会は、原則公開とするが、座長は、必要があると認めるときは研究会を公開しないものとするができる。
- (5) 研究会終了後、配布資料を公表する。また、速やかに研究会の議事概要を作成し、これを公表するものとする。
- (6) 本要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は座長が定めるものとする。

5. 開催期間

平成 30 年 6 月から開催する。

6. 庶 務

研究会の庶務は、総務省自治財政局財務調査課が行う。

地方公会計の推進に関する研究会 名簿

(敬称略・五十音順)

天川 竜治	熊本県宇城市総務部次長
荒川 溪	北海道大学公共政策大学院准教授
石原 和己	さいたま市財政課課長補佐
小西 砂千夫	関西学院大学人間福祉学部・大学院経済学研究科教授
小室 将雄	有限責任監査法人トーマツパートナー 公認会計士
菅原 正明	公認会計士・税理士
関口 智	立教大学経済学部経済政策学科教授
高橋 晶子	EY新日本有限責任監査法人シニアマネージャー 公認会計士
田中 弘樹	愛媛県砥部町企画財政課課長補佐
土田 文紹	東京都会計管理局新公会計制度担当課長
中川 美雪	公認会計士

地方公会計の推進に関する研究会 開催状況

第1回開催 平成30年6月22日（金）

- 開催要項（案）について
- 検討内容及び今後のスケジュール（案）について
- セグメント分析に関する論点等について
- 指標の検証等について
- 財務書類の主な内容等の一覧表（案）について

第2回開催 平成30年8月20日（月）

- 前回（6月22日）の議論について
- セグメント分析に関するワーキンググループについて
- 指標の検証等について
- 財務書類の主な内容等の一覧表（案）について

第3回開催 平成30年11月1日（木）

- 前回（8月20日）の議論について
- セグメント分析に関するワーキンググループにおける検討等について
- 指標の検証等について
- 財務書類の主な内容等の一覧表（修正案）について

第4回開催 平成31年1月11日（金）

- 前回（11月1日）の議論について
- 報告書（案）について

※ 各回の配布資料及び議事概要については、総務省ホームページにおいて公表している。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/chihokou_sokushin/index.html

セグメント分析に関するワーキンググループ 開催状況

第1回開催 平成30年8月3日（金）

- 開催要項（案）について
- 今後のスケジュール（案）について
- 先進団体における取組例について
- 各地方公共団体における取組案について

第2回開催 平成30年9月21日（金）

- 前回（8月3日）の議論について
- 各地方公共団体における取組状況について
- セグメント分析の目的に応じた配賦基準等の考え方等について

第3回開催 平成30年10月19日（金）

- 前回（9月21日）の議論について
- 各地方公共団体における取組状況について
- セグメント分析の目的に応じた配賦基準等の例について

地方公会計の推進に関する研究会
報 告 書
(参考資料)

目次

○財務書類等の作成状況	・ ・ ・	61
○財務書類等の活用状況	・ ・ ・	61
○セグメント別財務書類の作成例	・ ・ ・	62
○地方公共団体におけるセグメント 分析の事例		
・ 東京都中野区	・ ・ ・	69
・ 愛知県日進市	・ ・ ・	73
・ 滋賀県長浜市	・ ・ ・	76
・ 佐賀県唐津市	・ ・ ・	81
・ 鹿児島県和泊町	・ ・ ・	85
○債務償還可能年数の算定方法	・ ・ ・	90

統一的な基準による財務書類等の整備状況

- 地方公共団体が所有する全ての固定資産について、取得価額、耐用年数等のデータを網羅的に記載した「固定資産台帳」は、95.3%の団体において整備済み。
- 統一的な基準による財務書類については、作成を要請している平成29年度末までに、88.2%の団体において作成済みとなっている。また、平成30年3月31日時点では作成中の団体のうち、89団体が平成30年6月30日までに作成済み(93.2%)となっている。

【固定資産台帳の整備状況】

区分	都道府県		指定都市		市区町村		平成30年3月31日現在 合計	
	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合
整備済み	43	91.5%	19	95.0%	1,642	95.4%	1,704	95.3%
整備中	4	8.5%	1	5.0%	79	4.6%	84	4.7%
合計	47	100%	20	100%	1,721	100%	1,788	100%

【財務書類の整備状況】（「%」は、小数点第2位を四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。）

作成状況		都道府県		指定都市		市区町村		平成30年3月31日現在 合計	
		団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合
作成済み ※2	H28決算までに作成済み	36	76.6%	19	95.0%	1,425	82.8%	1,480	82.8%
	H29決算から日々仕訳	5	10.6%	0	0.0%	92	5.3%	97	5.4%
	小計	41	87.2%	19	95.0%	1,517	88.1%	1,577	88.2%
作成中		5	10.6%	1	5.0%	200	11.6%	206	11.5%
未整備		1	2.1%	0	0.0%	4	0.2%	5	0.3%
合計		47	100%	20	100%	1,721	100%	1,788	100%

参考(平成30年6月30日現在)	42	89.4%	20	100%	1,604	93.2%	1,666	93.2%
------------------	----	-------	----	------	-------	-------	-------	-------

※「平成29年度までに作成」する団体とは、平成29年度決算から財務書類を日々仕訳により作成する団体を含む。

地方公会計の活用状況（平成30年3月31日時点）

（単位：団体）

区分	都道府県		市区町村		指定都市を除く 市区町村		合計	
	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合		
財務書類等の情報を基に、各種指標の分析を行った	13	(27.7%)	570	(32.7%)	13	(65.0%)	583	(32.6%)
施設別・事業別の行政コスト計算書を作成した	2	(4.3%)	36	(2.1%)	4	(20.0%)	38	(2.1%)
財務書類や固定資産台帳の情報を公共施設等総合管理計画又は個別施設計画に反映するなど、公共施設の適正管理に活用した	0	(0.0%)	83	(4.8%)	1	(5.0%)	83	(4.6%)
決算審査の補足資料とするなど、議会における説明資料として活用した	8	(17.0%)	122	(7.0%)	8	(40.0%)	130	(7.3%)
簡易に要約した財務書類を作成するなどし、住民に分かりやすく財政状況を説明した	32	(68.1%)	334	(19.2%)	15	(75.0%)	366	(20.5%)
財務書類等の情報を基に、市場公募債の説明会において財政状況を説明した	6	(12.8%)	6	(0.3%)	4	(20.0%)	12	(0.7%)
上記以外の活用	1	(2.1%)	33	(1.9%)	1	(5.0%)	34	(1.9%)

統一的な基準による財務書類の整備予定等調査(平成30年3月31日時点)より

【セグメント分析の実施手順に基づく施設別財務書類の作成例】

第2 3 (3) 作成手順等で示している例に従い、仮に図書館施設について施設別財務書類を作成する場合の具体的な流れは、以下のとおりになります。

(1) セグメントの単位等の設定

① セグメント情報の利用目的を設定する

セグメント分析の目的に応じて、セグメントの単位、作成する財務書類の範囲、各セグメントの範囲、配賦基準、利用する非財務情報等が異なるため、まず何のために作成するのかを特定します。

例) 図書館施設の今後のあり方の検討の参考とするため、各施設の情報を整理する

② 作成対象とするセグメントの単位等を決定する

セグメント分析の目的に応じて、セグメントの単位を設定します。また、全てのセグメントを作成対象とするのか、一部のセグメントのみを対象とするのか決定します。

例) 単位：施設毎 対象：図書館施設

③ 作成対象とする財務書類の範囲を決定する

セグメント分析の目的に応じて、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書のうち、どの財務書類、勘定科目を作成するのかを決定します。

例) 行政コスト計算書、貸借対照表

④ セグメント分析の対象とする資産、負債、費用、収益等の範囲を決定する

資産、負債、費用、収益等には、各セグメントに固有のものなど直接的な関係性を有するものと、全庁共通の資産等各セグメント等直接的な関係性がない又は低いものがあるため、セグメント分析の目的に応じて、どこまでを範囲に含めるのか決定します。

例) 各施設に直接的な関係性のある資産、負債、費用、収益等のみを対象

⑤ 配賦基準の対象項目と配賦基準を決定する

どの項目を配賦の対象とし、どのような基準で配賦をするか決定します。特に人件費については、セグメント分析の目的に応じて、実支給額とするのか、1人あたりの単価を用いるのかを決定します。

例) 人件費：職員数に職員1人あたりの単価を乗じて計算

退職金手当引当金・賞与等引当金：職員数に職員1人あたりの単価を乗じて計算
複数施設で一括して契約している経費等：延床面積により按分

⑥ 作成目的に照らして必要とする非財務情報を決定する

例) 施設に関する情報 (延床面積等)

利用に関する情報 (年間利用者数、貸出冊数、稼働日数等)

(2) 必要なデータの収集

⑦ 仕訳帳から作成対象とするセグメントに関する支出が含まれる伝票を抽出する

まずは、仕訳帳や予算執行のデータから、セグメント別財務書類の作成に必要なデータ (各セグメントに関する支出が含まれている伝票) を抽出します。複数セグメントで一括して契約している経費等、仕訳帳や予算執行のデータから関連付けるべきセグメントが特定できない支出については、別途確認が必要となります。

例)

・物件費等【行政コスト計算書 (PL)】

物件費、維持補修費、その他の費用は、仕訳帳や財務会計システムの予算執行データから、勘定科目や施設名称で抽出します。他の施設と一括で契約している経費 (光熱水費等) がないか留意し、該当があれば併せて把握します。

(単位:円)

金額	摘要	仕訳	施設
35,500,000	A図書館改修工事支払	維持補修	A図書館
50,000,000	A図書館運営委託料	物件費	A図書館
20,000,000	B図書館運営委託料	物件費	B図書館
30,000,000	B図書館改修工事支払	維持補修	B図書館
10,000,000	図書館備品購入費	物件費	図書館
3,000,000	図書館消耗品購入費	物件費	図書館
2,200,000	図書館水道料	物件費	図書館
2,000,000	図書館電気料	物件費	図書館
1,500,000	図書館ガス料	物件費	図書館
6,000,000	図書館清掃管理委託料	物件費	図書館

件名 (摘要欄) から施設名を抽出

・使用料・手数料【行政コスト計算書 (PL)】

歳入データ等より、各図書館に係る使用料・手数料の額を抽出します。

(単位:円)

	A図書館	B図書館
使用料及び手数料	100,000	120,000

・地方債【貸借対照表 (BS)】

施設整備に地方債を充当している場合には、起債台帳から、年度末時点の残高を抽出します。

A図書館

地方債：21,000,000円(年度末時点の残高)

1年内償還予定地方債(流動負債)：翌年度中に償還予定の地方債2,000,000円

地方債(固定負債)：年度末時点の残高21,000,000円-2,000,000円=19,000,000円

支払利息：210,000円

- ⑧ ④⑤で定めた範囲に基づき、⑦で抽出した伝票について直課、配賦を実施する例)

・物件費等【行政コスト計算書(PL)】

複数施設について一括で契約している経費は、延床面積等により按分し、各図書館部分を算出します。また、複合施設で、光熱水費等の内訳が分かれていない場合も同様です。

(単位:円)

主な項目	A図書館	B図書館	要確認	総計
PL維持補修費/CF物件費等	35,500,000	30,000,000	0	65,500,000
維持補修費	35,500,000	30,000,000		65,500,000
普通建設工事	0	0		0
PL物件費/CF物件費等	64,820,000	29,880,000		94,700,000
ガス料	900,000	600,000		1,500,000
事業運営委託料	50,000,000	20,000,000		70,000,000
消耗品費	1,800,000	1,200,000		3,000,000
水道料	1,320,000	880,000		2,200,000
清掃管理委託料	3,600,000	2,400,000		6,000,000
電気料	1,200,000	800,000		2,000,000
備品購入費	6,000,000	4,000,000		10,000,000
支払利息	210,000	150,000	0	360,000
支払利息	210,000	150,000		360,000
総計	100,530,000	60,030,000	0	160,560,000

⑦でA・Bどちらの図書館経費が特定できなかった備品購入費、消耗品購入費等は、一旦「要確認」欄等に計上しておき、⑤の配賦基準(延床面積比(3:2))で按分し、それぞれの図書館に計上する。

・地方債【貸借対照表(BS)】

A・B図書館とも整備に充てた地方債の金額が特定できるので直課します。仮に複合施設で内訳が分かれていない場合等には、延床面積等により地方債残高を按分する必要があります。

⑨ 固定資産台帳から作成対象とする施設に関する情報を抽出する

固定資産台帳から、件名（施設名）等により対象施設に係る固定資産の金額、減価償却累計額を抽出します。

例)

・固定資産【貸借対照表（BS）】

（平成 29 年 3 月 31 日時点）（単位：円）

	資産目名称	耐用年数	取得年月日	取得価額	減価償却累計額
事業用資産/土地	A 図書館	—	1990 年 1 月 1 日	52,810,390	—
事業用資産/建物	A 図書館	50 年	2007 年 4 月 1 日	367,500,000	66,150,000
事業用資産/工作物	A 図書館	10 年	2007 年 4 月 1 日	32,623,500	32,623,499
事業用資産/土地	B 図書館	—	1980 年 6 月 1 日	45,000,000	—
事業用資産/建物	B 図書館	50 年	1997 年 4 月 1 日	294,000,000	111,720,000
事業用資産/工作物	B 図書館	10 年	2000 年 4 月 1 日	40,000,000	39,999,999

⑩ ④⑤で定めた範囲等に基づき、⑨で抽出した資産の資産額、減価償却累計額、減価償却費について直課、配賦を実施する

例)

・有形固定資産【貸借対照表（BS）】

A・B 図書館ともに資産額が特定できるので直課します。仮に複合施設で内訳が分かれていない場合等は、土地や建物を延床面積等により金額を按分し、図書館部分を算出します。

・減価償却費【行政コスト計算書（PL）】

減価償却費は、固定資産台帳から定額法（取得価額／耐用年数）で算出します。

A 図書館：減価償却費（建物）367,500,000 円／耐用年数 50 年＝7,350,000 円

B 図書館：減価償却費（建物）294,000,000 円／耐用年数 50 年＝5,880,000 円

⑪ ④⑤で定めた範囲等に基づき、人件費、賞与等引当金繰入額、退職手当引当金繰入額等を算定する

例)

・人件費【行政コスト計算書（PL）】

A 図書館

常勤職員（全職員数（特別職を除く）400 人、担当職員数：5 人）

職員給与費（特別職を除く）2,611,554,000 円／職員数 400 人×5 人

＝32,644,425 円

非常勤職員（担当職員数：3 人）

平均給与費

時給 1,000 円 × 開館時間 7.75 時間 (日) × 開館日数 25 日 (月) × 12 月 (年)
 × 3 人 = 6,975,000 円

・退職手当引当金、賞与引当金【貸借対照表 (BS)】

退職手当引当金 (特別職を除く) 2,356,539,000 円 / 職員数 400 人 × 職員数 5
 人 = 29,456,737 円

賞与引当金 (特別職を除く) 237,673,000 円 / 職員数 400 人 × 職員数 5 人
 = 2,970,912 円

(3) 施設別財務書類への入力

⑫ ③で定めた財務書類の範囲に基づき、⑧⑩⑪で作成した財務情報を入力する
 例)

【貸借対照表 (BS)】

(単位:円)

貸借対照表					
【資産の部】	A図書館	B図書館	【負債の部】	A図書館	B図書館
固定資産	354,160,391	227,280,001	固定負債	50,456,737	37,092,553
有形固定資産	354,160,391	227,280,001	地方債	21,000,000	15,000,000
土地	52,810,390	45,000,000	退職手当引当金	29,456,737	22,092,553
建物	367,500,000	294,000,000	流動負債	4,970,912	5,228,184
建物減価償却累計	-66,150,000	-111,720,000	1年内償還予定地方債	2,000,000	3,000,000
工作物	32,623,500	40,000,000	賞与引当金	2,970,912	2,228,184
工作物減価償却累計	-32,623,499	-39,999,999	負債合計	55,427,649	42,320,737
			【純資産の部】	A図書館	B図書館
			固定資産形成分	354,160,391	227,280,001
			余剰分	-55,427,649	-42,320,737
			純資産の部合計	298,732,742	184,959,264
資産合計	354,160,391	227,280,001	負債及び純資産合計	354,160,391	227,280,001

【行政コスト計算書 (PL)】

(単位:円)

行政コスト計算書			経常収益		
	A図書館	B図書館		A図書館	B図書館
人件費	72,047,074	54,035,305	使用料及び手数料	100,000	120,000
うち賞与引当金繰入額	2,970,912	2,228,184	財産収入	0	0
うち退職手当引当金繰入額	29,456,737	22,092,553	雑入	0	0
物件費	64,820,000	29,880,000			
うち委託料	50,000,000	20,000,000			
維持補修費	35,500,000	30,000,000			
減価償却費	7,350,000	5,880,000			
補助費等	0	0			
支払利息	210,000	150,000	合計	100,000	120,000
その他	0	0	純行政コスト		
合計	179,927,074	119,945,305		179,827,074	119,825,305

(4) 非財務情報を用いた比較分析

⑬ ⑥で定めた非財務情報を収集する

例)

	A図書館	B図書館
平成29年3月31日現在人口(人)全体	66,000	66,000
図書館(建物)の取得年月日	2007年4月1日	1997年4月1日
図書館(建物)の取得価額(円)	367,500,000	294,000,000
図書館(建物)の延床面積	3,000㎡	2,000㎡
平成28年度施設利用者数(人)	280,000	150,000
平成28年度貸出冊数(冊)	100,000	100,000

⑭ ⑫で作成したセグメント別財務書類に対して⑬で収集した非財務情報を用いてセグメント分析を実施する

他のセグメントについても同様にセグメント別財務書類を作成し、非財務情報を用いて単位当たりコストを比較する等により、コスト効率性等を分析します。

例)

	A図書館	B図書館
平成29年3月31日現在人口(人)全体	66,000	66,000
図書館の延床面積	3,000㎡	2,000㎡
平成28年度施設利用者数(人)	280,000	150,000
図書蔵書数(冊)	320,000	100,000
平成28年度貸出冊数(冊)	500,000	200,000
1冊あたりのコスト(純行政コスト/蔵書数)	360	599
1人あたりの純行政コスト		
全体人口(職員給を含む)	2,725	1,816
全体人口(職員給を除く)	1,633	724
利用者(職員給を含む)	642	799
利用者(職員給を除く)	385	319
有形固定資産減価償却率(%)	24.70	45.40

※ ⑧⑩⑪で配賦を行うこととした勘定科目については、用いている配賦基準や単価等を明らかにすることが重要です。68頁に様式例を示しましたので、参考にしてください。

セグメント分析配賦シート

【配賦を行う科目の計算様式の例】

(単位:〇円)

科目及び内訳	配賦基準・配賦単価	配賦により計上した金額		
		セグメントA	セグメントB	セグメントC
行政コスト計算書(PL)				
業務費用				
人件費				
職員給与費				
(内訳)常勤職員分				
(内訳)非常勤職員分				
(内訳)その他				
賞与等引当金繰入額				
退職手当引当金繰入額				
その他				
物件費等				
物件費				
(内訳)光熱水費				
(内訳)ガス料				
(内訳)水道料				
(内訳)電気料				
(内訳)委託料				
(内訳)その他				
維持補修費				
減価償却費				
その他				
その他の業務費用				
支払利息				
移転費用				
使用料及び手数料				
貸借対照表(BS)				
【資産の部】				
事業用資産				
土地				
建物				
建物減価償却累計額				
工作物				
工作物減価償却累計額				
インフラ資産				
土地				
建物				
建物減価償却累計額				
工作物				
工作物減価償却累計額				
物品				
物品減価償却累計額				
【負債の部】				
地方債				
退職手当引当金				
1年内償還予定地方債				
賞与等引当金				

必要に応じて項目を追加

※配賦しない科目については、省略可能

各施設の非財務情報(配賦基準等に用いる場合に記入)

	取得価額	延床面積	利用者数(人)
セグメントA			
セグメントB			
セグメントC			

中野区 WG におけるセグメント分析の検討について

1 セグメント分析の目的

- ・ アカウンタビリティの充実
 - 住民、議会
- ・ 決算の見える化
 - 施設の状況把握
 - 施設マネジメントとして活用

2 セグメント分析に当たり留意した点

- ・ 今後、分析の対象施設を拡充する予定であり、計上する項目等をあまり細かくしない
- ・ 財政担当者が代わっても継続的に作成できるレベル・方法とする
- ・ 精度を最優先としない

3 セグメント分析する項目、作成する財務諸表**(1) 施設別貸借対照表**

有形固定資産減価償却率を把握することが、主目的であるため、当該指標に関する勘定科目以外は、計上しない。

(2) 施設別行政コスト計算書

- ・ 人件費
- ・ 計上する勘定科目は節区分でわかる範囲（後述）＋減価償却費

4 実施方法**(1) 費用 PL****① 元データ**

歳出執行データ（※）

（※）財務書類作成時にシステムに読み込ませるデータ（excel 形式）

② 執行データと施設の紐付け等

ア 予算科目による絞り込み

イ 執行データにある件名から施設名を抽出

（不明点がある場合は、適宜所管に照会又は配賦）

ウ 節区分から仕訳を判断

③ 人件費

工数×人件費標準額(退職手当引当金含む)

ただし、非常勤については、執行金額を計上
 工数、人件費標準額とも、行政評価で使用する数値を活用

④ 減価償却費

固定資産台帳から算出

(2) 収益 PL

歳入執行データから施設への紐付けが困難
 →「使用料及び手数料」は、所管へ照会

(3) 資産 BS

固定資産台帳と執行データの突合による確認

(4) イメージ

① 配賦前

(単位:千円)

行ラベル	No.1	No.2	No.3	No.12	No.13	No.14	No.15	No.16	要確認	総計
人件費	1,037	1,037	1,037	1,037	1,037	1,037	1,037	1,037		16,587
標準時間	1,037	1,037	1,037	1,037	1,037	1,037	1,037	1,037		16,587
非常勤報酬	0	0	0	0	0	0	0	0		0
短時間	0	0	0	0	0	0	0	0		0
物件費	18,841	3,222	8,619	16,380	3,487	3,000	3,034	2,842	22,165	113,452
ガス料				80					1,503	1,583
その他委託料	52	52	52	52	52	52	52	52	2,505	9,610
その他管理委託料	322	54	3,600	144	465		241		1,644	1,644
機械警備委託料									23	368
機器使用料等	23	23	23	23	23	23	23	23	46	658
施設管理役務費			12						562	43,488
事業運営委託料	2,718	2,718	2,718	2,718	2,718	2,718	2,718	2,718		1,046
消耗品費		210	2	90					1,777	1,777
水道料									2,271	4,567
清掃管理委託料		68	2,200						6,211	6,211
電気料			12						1,222	1,239
電信料									3,424	3,782
備品購入費		97				207				36,031
不動産使用料	15,726			13,273						229
普通建設工事					229					356
維持補修費	462	285	22	81	10,754	714	27		356	13,968
維持補修費	462	285	22	81	278	133	27		356	2,911
普通建設工事					10,476	581				11,057
減価償却費	0	793	4,803	0	1,589	3,400	3,210	2,048		35,076
減価償却費	0	793	4,803	0	1,589	3,400	3,210	2,048		35,076
総計	20,340	5,337	14,481	17,498	16,867	8,151	7,308	5,928	22,521	179,083

使用料及び手数料(B)

純経常行政コスト(A)-(B)

件名から施設が特定できないものを「要確認」とし、この経費を配賦する。
 【配賦基準】
 全体経費の5%以下(8,954千円)は、対象施設(16箇所)へ均等配賦する。
 $179,083 \text{ 千円} \times 5\% = 8,954 \text{ 千円}$

② 配賦後

(単位:千円)

	No.1	No.2	No.3	No.12	No.13	No.14	No.15	No.16	総計
人件費	1,037	1,037	1,037	1,037	1,037	1,037	1,037	1,037	16,587
標準時間	1,037	1,037	1,037	1,037	1,037	1,037	1,037	1,037	16,587
非常勤報酬	0	0	0	0	0	0	0	0	0
短時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0
物件費	20,655	4,015	9,374	17,522	4,872	4,514	4,526	4,154	113,452
ガス料	64	26	0	79	205	19	83	198	1,583
その他委託料	52	52	52	52	52	52	52	52	832
その他管理委託料	479	211	3,757	301	622	157	398	157	9,610
機械警備委託料	103	103	103	103	103	103	103	103	1,644
機器使用料等	23	23	23	23	23	23	23	23	368
施設管理役務費	35	35	47	35	35	35	35	84	658
事業運営委託料	2,718	2,718	2,718	2,718	2,718	2,718	2,718	2,718	43,488
消耗品費	65	275	67	155	65	65	65	65	1,438
水道料	151	0	0	94	153	156	97	112	1,777
清掃管理委託料	142	210	2,342	142	142	142	142	142	4,567
電気料	765	0	0	285	216	569	503	220	6,208
電信料	118	51	51	48	95	54	93	66	1,237
備品購入費	214	311	214	214	214	421	214	214	3,782
不動産使用料	15,726	0	0	13,273	0	0	0	0	36,031
普通建設工事	0	0	0	0	229	0	0	0	229
維持補修費	484	307	44	103	10,776	736	49	22	13,968
維持補修費	484	307	44	103	300	155	49	22	2,911
普通建設工事	0	0	0	0	10,476	581	0	0	11,057
減価償却費	0	793	4,803	0	1,589	3,400	3,210	2,043	35,076
減価償却費	0	793	4,803	0	1,589	3,400	3,210	2,043	35,076
総計(A)	22,176	6,152	15,258	18,662	18,274	9,687	8,822	7,256	179,083

使用料及び手数料(B)	1	779	0	38	46	12	18	2	998
-------------	---	-----	---	----	----	----	----	---	-----

経常行政コスト(A)-(B)	22,175	5,373	15,258	18,624	18,228	9,675	8,804	7,254	178,085
----------------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	-------	-------	---------

5 セグメント分析財務諸表

(1) 施設別貸借対照表

No.1	(単位:千円)	No.2	(単位:千円)	No.3	(単位:千円)	No.4	(単位:千円)
資産の部	0	資産の部	30,477	資産の部	68,232	資産の部	38,665
固定資産	0	固定資産	30,477	固定資産	68,232	固定資産	38,665
(有形固定資産)	0	(有形固定資産)	30,477	(有形固定資産)	68,232	(有形固定資産)	38,665
土地	0	土地	0	土地	0	土地	18,650
建物	0	建物	36,025	建物	52,802	建物	65,246
建物減価償却累計額	0	建物減価償却累計額	△ 5,548	建物減価償却累計額	△ 8,061	建物減価償却累計額	△ 45,231
工作物	0	工作物	0	工作物	27,126	工作物	0
工作物減価償却累計額	0	工作物減価償却累計額	0	工作物減価償却累計額	△ 3,635	工作物減価償却累計額	0
(無形固定資産)	0	(無形固定資産)	0	(無形固定資産)	0	(無形固定資産)	0
(投資その他の資産)	0	(投資その他の資産)	0	(投資その他の資産)	0	(投資その他の資産)	0
流動資産	0	流動資産	0	流動資産	0	流動資産	0
(現金預金)	0	(現金預金)	0	(現金預金)	0	(現金預金)	0
(基金)	0	(基金)	0	(基金)	0	(基金)	0
(未収金ほか)	0	(未収金ほか)	0	(未収金ほか)	0	(未収金ほか)	0
負債の部	1,083	負債の部	1,083	負債の部	1,083	負債の部	1,083
固定負債	0	固定負債	0	固定負債	0	固定負債	0
(地方債)	0	(地方債)	0	(地方債)	0	(地方債)	0
(退職手当引当金)	1,083	(退職手当引当金)	1,083	(退職手当引当金)	1,083	(退職手当引当金)	1,083
流動負債	0	流動負債	0	流動負債	0	流動負債	0
(一年内償還予定地方債)	0	(一年内償還予定地方債)	0	(一年内償還予定地方債)	0	(一年内償還予定地方債)	0
(賞与等引当金)	0	(賞与等引当金)	0	(賞与等引当金)	0	(賞与等引当金)	0
(預り金)	0	(預り金)	0	(預り金)	0	(預り金)	0
純資産の部	-1,083	純資産の部	29,394	純資産の部	67,149	純資産の部	37,582
純資産	-1,083	純資産	29,394	純資産	67,149	純資産	37,582

(2) 施設別行政コスト計算書

(単位:千円)

	No.1	No.2	No.3	No.12	No.13	No.14	No.15	No.16	
人件費	1,037	1,037	1,037	1,037	1,037	1,037	1,037	1,037	総計
物件費	20,655	4,015	9,374	17,522	4,872	4,514	4,526	4,154	16,587
維持補修費	484	307	44	103	10,776	736	49	22	113,452
減価償却費	0	793	4,803	0	1,589	3,400	3,210	2,043	13,968
総計(A)	22,176	6,152	15,258	18,662	18,274	9,687	8,822	7,256	35,076
									179,083
使用料及び手数料(B)	1	779	0	38	46	12	18	2	998
純経常行政コスト(A)-(B)	22,175	5,373	15,258	18,624	18,228	9,675	8,804	7,254	178,085

6 課題等

(1) 執行データの件名から施設の紐付けが難しいケースの対応

(ex. 「●●工事 △△高齢者会館他 2 施設」)

→対応: ①所管へ確認し施設に紐づけ、②関係施設へ均等に配賦

(2) 執行金額≠資本的支出、執行金額≠費用の場合

資産計上候補となる節区分の執行データについて、資本的支出か費用計上か個別に判断する必要がある。

→対応: 固定資産台帳更新データとの照合

(3) 財源(税収等・国都等補助金)の充当

施設別に計上することが困難

団体名	愛知県日進市	
位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2次日進市経営改革プラン」(平成28年3月策定)のアクションプランとして、「地方公会計の活用推進」を掲げている。 ・具体的には、公共施設等のマネジメント及び行政評価等への活用を検討している。 	
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公会計から得られる財務情報と、非財務情報を組み合わせて「これまで顕在化していなかった課題の把握」と「課題への対応時の意思決定過程におけるひとつの判断材料」としてセグメント分析を利用していくことを検討している。 	
対象範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2次日進市経営改革プラン」の達成目標として、施設別のセグメント分析を想定していることから、施設別セグメント分析を進めていく。 	
作成単位	<ul style="list-style-type: none"> ・管理会計の分野における活用を想定していることから、施設ごとに作成を想定している。 	
作成範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・貸借対照表 <ul style="list-style-type: none"> ※ ただし、固定資産台帳・起債台帳の情報を補足 ・行政コスト計算書 ・(必要に応じて)純資産変動計算書の財源情報 	
配賦基準	共通資産	<ul style="list-style-type: none"> ・面積割など合理的な按分手法により按分し配賦する。
	共通費	<ul style="list-style-type: none"> ・光熱水費や施設管理費などの直接経費は配賦する。 ・人事管理費(人事部門の経費)等の間接経費は、配賦しない。
	人件費等の配賦基準	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費、賞与引当金、退職手当引当金については、それぞれの平均単価に直接従事する人数(工数)を乗じた額とする。 【例】 単価8,000千円×2人=16,000千円 ・人件費の単価は、1年間通して勤務した正規職員(育児休暇など年度途中で勤務状態に異動のあった職員を除く)に要した給与、諸手当、共済費などの合計値を該当職員数で除して算出。 【例】 合計3,200,000千円÷400人=8,000千円 ・簡便的に作成するため、賞与引当金の繰入額(行政コスト計算書)は、前年度の数値との増減調整を実施していない。 ・本市は、退職手当組合に加入しているため、退職手当引当金の配賦はしない。
	共通経費の配賦基準	<ul style="list-style-type: none"> ・共通経費の性質毎(固定費OR変動費)に合理的な手法により按分する。 【例】 施設管理費(固定費)⇒面積按分 光熱水費(変動費)⇒変動係数按分(※1) ※1 変動係数とは利用者数等変動要因の測定単位とする。
	地方債の配賦基準	<ul style="list-style-type: none"> ・各事業債については、起債台帳のデータをベースに各事業に配賦し、同時に支払利息も計上する。 ・ただし、臨時財政対策債のような、特例債については、配賦しない。

作成過程
【例】

(1) 必要なデータ

- ・ 固定資産台帳(作成する施設を抽出し、取得価格等、減価償却累計額を把握)

資産名	取得価格等	減価償却累計額
土地	350,000千円	—
建物	340,000千円	136,000千円
工作物	30,000千円	3,000千円

- ・ 起債台帳(残高、翌年度償還額)

残高	140,000千円
うち翌年度償還額	16,000千円
当年度支払利息	1,000千円

- ・ 財務書類の賞与引当金額、対象職員数及び人件費単価

賞与引当金(A)	270,000千円
職員数(B)	450人
うち該当職員数	2人
賞与引当金単価(A)/(B)	600千円
人件費単価	8,000千円

- ・ 執行データ若しくは仕訳帳

物件費	17,000千円	使用料・手数料	0千円
維持補修費	1,400千円	諸収入	200千円
減価償却費	8,000千円		
補助費等	100千円		

(2) 本表

【貸借対照表】

(単位:千円)

【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	581,000	固定負債	124,000
有形固定資産	581,000	地方債	124,000
土地	350,000	その他	—
建物	340,000	流動負債	17,200
建物減価償却累計	▲136,000	1年内償還予定地方債	16,000
工作物	30,000	賞与等引当金	1,200
工作物減価償却累計	▲3,000	負債合計	141,200
		【純資産の部】	
		固定資産形成分	581,000
		余剰分	▲141,200
		純資産合計	345,800
資産合計	581,000	負債+純資産合計	581,000

【行政コスト計算書】

(単位:千円)

人件費	16,000	諸収入	200
物件費	17,000	純行政コスト	45,100
維持補修費	1,400		
減価償却費	9,800		
補助費等	100		
支払利息	1,000		
合計	45,300		

作成例

事業(施設)名	●●●●福祉会館	
所管課名	福祉会館	所在地

(1) 事業内容

- 老人の各種の相談
- 老人の健康の増進、教養の向上及びレクリエーション活動に関する助言及び援助
- 児童の健全な遊びを通しての集団指導及び個別指導
- 児童の健康の増進及び健全育成に必要な活動及び援助
- その他住民活動の場の提供及び市長が必要と認める事業

職員数	2
運営形態	直営
主屋構造	RC造
エリア内人口	10,000人

(2) 保有固定資産一覧

資産負債区分名称	所在地	資産名称	耐用年数	取得年月日	供用開始年月日	取得価額等(円)	数量	階数(建物)	減価償却累計額	現在簿価
事業用資産/土地		●●●*丁目****	-年	H****		350,000,000	6800㎡			
事業用資産/建物	●●●*丁目****	●●●福祉会館	50年	H****		340,000,000	1500㎡	2	136,000,000	204,000,000
有形固定資産/工作物		駐車場	10年	H****		30,000,000	200㎡		3,000,000	27,000,000

(3) 地方債情報

種別	借入額(円)	利率(%)	借入年度	償還期間(年)	借入先	年度末残高(円)
社会福祉施設整備事業債	270,000,000	2.000	H**	20(3)	財政融資資金	140,000,000

※償還期間の括弧書きは据置期間

(4) セグメント情報

BS		(単位:千円)	
【資産の部】	【負債の部】		
固定資産	固定負債	124,000	
有形固定資産	地方債	124,000	
事業用資産	その他		
土地	流動負債	17,200	
建物	1年内償還予定地方債	16,000	
建物減価償却累計額	賞与等引当金	1,200	
物品	負債合計	141,200	
物品減価償却累計額	【純資産の部】		
	固定資産等形成分	581,000	
	剰余分(不足分)	-141,200	
資産合計	純資産合計	439,800	
	負債+純資産合計	581,000	

(5) 分析指標

PL	(単位:千円)	
行政コスト	経常収益	
人件費	16,000	雑収入
物件費	17,000	200
維持補修費	1,400	合計
減価償却費	9,800	200
補助費等	100	純行政コスト
支払利息	1,000	
その他	0	45,100
合計	45,300	

平成30年3月31日現在人口(人)	90,000
平成29年度施設利用者数(人)	66,000
1人あたりの純行政コスト(円)	
人口(職員給含む)	501
人口(職員給除く)	323
利用者(職員給含む)	683
利用者(職員給除く)	441
有形固定資産減価償却率(%)	37.6%

施設別評価シートの試作

滋賀県 長浜市

総合政策部 行政経営改革課

長浜市について



・滋賀県の東北部に位置

面積 681.02km²

人口 118,808人(H30.3.31現在)

世帯数 45,327世帯(H30.3.31現在)

・平成18年、平成22年に2度、1市8町の合併を行い、旧市町で整備された多数の公共施設を保有

施設別セグメント分析(評価シート作成)の目的

人口減少と、それに伴う市税収入の減少により、限られた予算と職員で施設を保有していくためには、施設の再編を考えなければならない。



その検討を行うための資料の一つ
施設別カルテのイメージ

作成のコンセプト

施設所管課の職員が作成することを念頭に置く

そのためには、

- ① 誰にでも作成できること
- ② 作ることが目的にならないこと
- ③ 使える、役に立つシートにすること

施設別評価シートの概要(※評価シートは別紙)

- ・先進自治体(東京都町田市)を参考に試作
- ・まずは文化ホールを作成(旧各市町毎にあり、費用抽出が比較的容易)
- ・年度ごとに、毎年作成予定
- ・2～3年分(作成出来る範囲で)を記載(年度間比較のため)
- ・作成する財務書類の範囲
 - 行政コスト計算書(特徴的な事項も記述)
 - 貸借対照表(特徴的な事項も記述)
- ・非財務情報
 - 施設の概要、利用者数、単位あたりコスト分析、施設に関わる人員、財務分析、年度の成果と今後の課題等

行政コスト計算書の作成方法・配賦基準等①

◎当該施設の収益、費用の計上方法

- ・施設所管課の人件費や経費等(間接的な費用)は計上しない
- ・直営施設は予算執行データ、固定資産台帳(減価償却費)、行政コスト計算書(引当金)、起債台帳(地方債利子)から計上
- ・指定管理施設は指定管理者からの収支決算報告書、市固定資産台帳(減価償却費)、市予算執行データ(使用料収入や修繕費等の費用)、市起債台帳(地方債利子)から計上

行政コスト計算書の作成方法・配賦基準等②

◎配賦基準等

・直営施設の場合

・職員給与費：平均単価 × 施設の人員数 平均単価：常勤職員(正規)(臨時)、非常勤職員ごと

・賞与・退職手当引当金繰入金：

引当金繰入額の平均単価 × 常勤職員(正規)数

・複合施設の収入、経費は分かる範囲で合理的な根拠で按分

指定管理施設においても按分の考え方は同じ

例：光熱水費は建物の面積比按分

貸借対照表の作成方法・配賦基準等

◎該当施設の資産、負債の計上方法や範囲

・資産は固定資産台帳から計上する

・複合施設で固定資産台帳が分かれていないものは建物は面積比で按分。土地は按分せず、その旨を下欄に注記

・負債

・地方債は建設や改修時に活用したものがあれば起債台帳から計上

・退職手当引当金：引当金平均単価 × 常勤職員(正規)数

・賞与引当金 = 賞与引当金繰入額

今後の課題

- ・施設は「どの範囲まで」作成するか
例：施設使用料を徴収している施設、統廃合の検討対象施設等
- ・施設担当課の理解、作業量の把握
- ・他の用途（例：指定管理施設の年度評価等）との併用検討
「働き方改革」のなか、業務を増やすわけにはいかない
- ・財務書類4表本体の完成時期と、施設別シートを作成時期
(スケジュール調整)

年度 施設別評価シート(試作) ※このシートは、東京都町田市を例に作成しています。

1 概要

施設名	〇〇ホール	運営方法	直営
所在地	長浜市〇〇町 番地		
建設年月日	年 月 日		
施設類型	文化ホール		
機奨法令			
休憩日			

2 成果

原簿指図書	区分	単位	N-2年度	N-1年度	N年度	目標(達成時期)
施設利用者数	目標	人	32,210	42,700	42,700	50,000 (2020年)
	実績		34,092	34,201	57,120	
利用料金等収入	目標	千円	4,679	5,855	5,855	6,000 (2020年)
	実績		5,570	5,047	6,044	
施設利用日数	目標	日	308	308	308	308 (2020年)
	実績		308	308	308	
受益者負担率	%		10.3	8.5	9.1	
無形固定資産減価償却率	%			44.2	45.8	

成果の説明

3 財務情報

③行政コスト計算書 (単位:千円)

科目	N-2年度	N-1年度	N年度	差額	科目	N-2年度	N-1年度	N年度	差額
	A	B	B-A			A	B	B-A	
經常費用(a)	54,296	59,178	66,451	7,273	經常収益(b)	7,867	8,857	7,384	△ 1,473
職員給与費	8,744	13,658	13,276	△ 382	使用料及び手数料	5,570	5,047	6,044	977
賃料・退職手当引当金繰入額	1,594	2,489	2,420	△ 69	その他	2,297	3,810	1,340	△ 2,470
物件費	14,358	12,273	11,341	△ 932	繰越前年度繰上金(a)=(b)-(c)	△ 46,429	△ 50,321	△ 59,067	△ 8,746
うち委託料	3,409	2,303	3,235	932	臨時損失(d)	0	0	0	0
維持補修費	1,047	1,661	9,864	8,000	臨時利益(e)	0	0	0	0
減価償却費	27,581	27,581	27,612	31	臨時損失(f)=(e)-(d)	0	0	0	0
補助金等	36	40	54	14	総行政コスト	△ 46,429	△ 50,321	△ 59,067	△ 8,746
その他	936	1,476	2,084	608	(g)=(c)+(f)				

(注1) 賃料・退職手当引当金繰入額:本市の平成N年度決算における行政コスト計算書より算出。
(注2) 減価償却費:定額法(取得価額/耐用年数)にて算出。

④行政コスト計算書の特長的事項

勘定科目	維持補修費	勘定科目	使用料及び手数料
決算額の主な内訳		決算額の主な内訳	
主な増減理由		主な増減理由	

⑤単位あたりコスト分析 (単位:円)

指標名	単位	年度	実績	単位あたりコスト	対前年度	単位あたりコストの増減理由
施設利用者1人あたりコスト	人	2000	57,120	1,163	△ 567	施設利用者の増加に伴い、1人あたりのコストが567円減少しました。
		2000	34,201	1,730	138	
		2000	34,092	1,593		
1日あたりコスト	日	2000	308	215,750	23,614	事業費の増加に伴い、1人あたりのコストが23,614円増加しました。
		2000	308	192,136	15,851	
		2000	308	176,286		
ホール1㎡あたりコスト	㎡	2000	3,215	20,666	2,262	事業費の増加に伴い、1人あたりのコストが2,262円増加しました。
		2000	3,215	18,404	1,518	
		2000	3,215	18,886		

※単位あたりコストは、各年度の「經常費用(a)」を「実績」で割って円単位で算出しています。

④貸借対照表 (単位:千円)

科目	N-1年度		N年度	差額	科目	N-1年度		N年度	差額
	A	B				A	B		
事業用資産	865,590	856,922	△ 8,668		地方債	86,746	65,703	△ 21,043	
土地	165,854	168,342	2,488		退職手当引当金	2,340	3,726	1,386	
建物(取得価額)	1,253,700	1,270,156	16,456		その他	0	0	0	
建物減価償却累計額	△ 533,964	△ 581,576	△ 27,612		1年内償還予定地方債	20,629	21,044	415	
有形工作物(取得価額)	0	0	0		貸付引当金	1,063	1,033	△ 30	
有形工作物減価償却累計額	0	0	0		負債の部				
インフラ資産	0	0	0		純資産	110,778	91,506	△ 19,272	
土地	0	0	0		純資産の部	754,812	765,416	10,604	
工作物(取得価額)	0	0	0		負債及び純資産の部	865,590	856,922	△ 8,668	
工作物減価償却累計額	0	0	0						
備品(取得価額)	0	0	0						
備品減価償却累計額	0	0	0						
無形固定資産	0	0	0						
投資その他の資産	0	0	0						
流動資産	0	0	0		純資産の部	754,812	765,416	10,604	
資産の部	865,590	856,922	△ 8,668		負債及び純資産の部	865,590	856,922	△ 8,668	

(注1) 賃料・退職手当引当金:本市の平成N年度決算における行政コスト計算書より算出した本表に反映。

⑤貸借対照表の特長的事項

勘定科目	土地	勘定科目	建物
決算額の主な内訳		決算額の主な内訳	
主な増減理由		主な増減理由	

4 財務分析

▽經常費用の性質別割合

▽經常費用 - 有形固定資産減価償却率

▽施設に関わる人員 (単位:人)

業務内容	常勤		嘱託	非常勤	N年度	N-1年度
	正規	臨時				
ホール管理事務			0.0	0.0	0.0	0.0
					0.0	0.0

5 総括

①成果及び財務の分析

②N年度末の「成果及び財務の分析」を踏まえた施設の課題

- 80 -

地方公会計の情報を用いた セグメント分析について

佐賀県唐津市財政課



■ 唐津市の概要と公共施設の現状	2
■ セグメント分析の目的と今年度の取組	3
■ 人件費等の配賦基準	4
■ 施設別財務書類の作成手法	5
■ ロードマップの作成	7

- 唐津市は、平成17年1月及び平成18年1月に9市町村が合併し、誕生
- 唐津市の公共建築物は、平成26年度末現在で延べ床面積79.7万㎡、このうち築30年を超える施設は、45.4万㎡と全体の57%を占めている。
- また、合併前から存在する同種の施設を複数保有している。

今回、**将来の更新・維持管理費用を削減**するため、現在更新等を検討している施設について、**施設別財務書類**を作成する。

各施設の**コストの見える化**を図り、予算編成等の基礎資料とする。
また、利用者数や立地なども勘案しつつ、同種施設との**コスト比較**を行う。

指標	数値
人口 (H30.4.1)	123,107人
面積 (H29.10)	487.58km ²
財政力指数 (H28)	0.42
標準財政規模 (H28)	35,743,991千円
実質公債費比率 (H28)	14.1%
将来負担比率 (H28)	130.8%
有形固定資産減価償却率 (H28一般会計等)	72.8%

〈課題〉

- 予算編成**
 - ・一般財源の確保
 - ・判断材料(資料)の充実と簡略化
- 行政評価**
 - ・予算編成への反映
 - ・P D C Aサイクルの再構築
- 主要施策成果説明書**
 - ・資料の充実(説明責任の充実)
- 公共施設の老朽化など**
 - ・公共施設の老化、同種施設

〈公会計等に係る取組状況〉

- 公会計の推進**
 - ・統一基準により作成(H28年度決算～)
- 公共施設再編の推進**
 - ・各地域で議論
 - ・再配置計画策定(H30年9月)
- 機構改革など**
 - ・行政改革課(H30年8月～)
 - ・未来づくり研究会(H29年度～)

〈課題の解決〉 解決策の一つとして、 公会計の情報を活用

セグメント分析により 行政コストの 見える化

- STEP① アカウンタビリティの充実
- STEP② 公共施設等のマネジメント

〈 H30年度の取組 〉

- H30年度は、**試行期間**と位置づけ、事業実施
- モデルケースとして、更新を検討している施設とその同種の施設を対象に**施設別財務書類**を作成
- 総務省の事業を活用し、実務に落とし込むための**課題の整理**など実施
- 持続していくため、体制づくり等を含め、**ロードマップ**を作成

NO.	項目	考え方	考え方の補足
1	セグメント分析の目的	アカウントビリティの充実	・市民に対するアカウントビリティの充実 ・行政における観察、判断資料として活用（予算編成、行政評価、主要施策成果説明書等の基礎資料として活用）。将来は、マネジメントにつなげる。
2	セグメントの設定	施設別	・H30年度は施設別をモデルケースとして実施 ・今後、「他の施設」、「事業別」、「所属別」への展開も検討
3	対象範囲	一部施設	・H30年度は現在更新等を検討している施設とその同種の施設：6施設 ①図書館2施設 ②市民会館・文化会館4施設 ・今後、他の施設に展開するため、H30年度は様式等検討
4	共通資産の取扱	配賦	・複合施設は、配賦 ・建物は、占用面積割で配賦。土地は、共通資産として計上。物品は、目的に応じ各事業へ配賦（今回は該当なし） ・「庁舎」など市の共通資産は、配賦しない
5	共通費の取扱	配賦	・水道光熱など複数施設にまたがる場合は配賦
6	人件費の配賦基準	平均給与×従事職員数	・平均給与は、年間平均給与 ・年間平均給与の算定：実支給額（ただし、特別職は除く。時間外等の手当含む）を、決算年度当初と年度末の職員数でそれぞれ割った額の平均値 ・従事職員数は、施設の維持管理及び運営に直接携わる人数 ・複数の施設を管理している場合は業務量（時間）に応じて按分（小数点1桁単位）※担当課ヒアリング実施
7	共通費の配賦基準	施設の規模等により按分	・水道光熱など複数施設にまたがる場合は施設の延床面積で按分
8	退職手当引当金・繰入額の配賦基準	平均支給額×従事職員数	・平均支給額は、健全化比率の算定の4⑤Aのシートをベースに算定。決算年度末の職員数より平均支給額算定 ・従事職員数は、NO.6と同様
9	賞与手当引当金・繰入額の配賦基準	平均支給額×従事職員数	・平均支給額は、決算年度の翌年度の6月支給実額のうち100/100支給者を抽出しその4/6月分をベースに算定。決算年度末の職員数より平均算定 ・従事職員数は、NO.6と同様
10	地方債の配賦基準（臨財債を含む）	配賦	・起債台帳のデータに基づき、該当事業に配賦 ・複数の事業を一括で借入れているものは、過去の起債資料から振り分け ・臨時財政対策債は今回の分析では配賦しない
11	予算科目の見直し	なし	・今後、ソフトウェアの導入等含め検討
12	指定管理料の取扱	フルコスト計上	・人件費など各科目に計上

必要なデータの収集

- H28年度に作成した「唐津市公共施設白書」のデータを活用
 - ・従事職員数や、利用者数などの「非財務情報」の更新を担当課へ依頼
- 「コスト」の積算は、財務会計システムの予算整理簿データを活用
 - ・予算科目の「目」の下位の「事業」の予算整理簿より積算
 - ・「観光文化施設管理費」のように、一つの「事業」に複数の施設のコストが含まれている場合は、必要に応じ担当課に確認
 - ・自主事業（イベントなど）の経費は、対象外とした。
- 指定管理者制度を導入している施設は、指定管理者の決算書より積算

財務書類の作成

- 収集したデータを活用し、P 4の配賦基準に基づき採用する財務書類作成
- 作成する財務書類は、
 - ①施設別行政コスト計算書
 - ②施設別貸借対照表

公開用資料
の検討

〈唐津市公共施設白書〉



〈施設別財務書類〉

行政コスト計算書		経費収支	
項目	金額	項目	金額
人件費	1,234,567	収入	987,654
材料費	567,890	雑収入	123,456
燃料費	123,456	雑収入	123,456
...

〈公開用資料（案）〉

1 保有固定資産一覧 (単位:円)

資産区分(名称)	所在地	資産名称	取得年	取得年月日	供用開始年月日	取得価格	数量	用途(建物)	減価償却累計額	現在価値
事業用資産/土地										
事業用資産/建物										

2 地方債情報 (単位:円)

種別	借入額	利率(%)	借入年度	償還期間(年)	借入先	年度末残高

3 セグメント分析 (単位:円)

行政コスト		経費収支	
人件費	1,234,567	収入	987,654
材料費	567,890	雑収入	123,456
燃料費	123,456	雑収入	123,456
...

4 分析指標

項目	平成30年2月31日現在人口(人)全体	平成30年2月31日現在人口(人)地域
平成30年度施設利用者(人)		
1人当たりの行政コスト(円)		
全体人口(職員給与)		
全体人口(職員給与)		
利用者(職員給与)		
利用者(職員給与)		
有効固定資産減価償却率(%)		

予算編成、行政評価、主要施策成果説明書等の基礎資料として活用

〈H30年度〉

着手、ロードマップ作成

- ◎ 現在の取組内容整理
 - 行政評価、予算編成等の整理
 - 公会計の活用効果検討
- ◎ モデルケースとして、施設別実施
 - 目的、セグメント対象の整理
 - 当市の公会計業務の課題整理
 - 実務への落とし込み
 - ・ 職員の事務負担を考慮しつつ、様式・作成要領等整理
- ◎ 関係部署との協議
 - 財務部、政策部などとの協議
 - 庁内の研究会発足（若手職員や横断的な委員会との連携）

〈H31年度〉

体制づくり、試行

- ◎ 体制づくり
 - 財務部、政策部などを中心とした横断的な体制づくり
 - 職員向け研修の実施（周知）
- ◎ 公会計の課題見直し
 - 財務書類の早期作成
 - ・ 予算編成への反映
 - ・ PDCAサイクルの構築
 - 固定資産台帳の精度向上
- ◎ 公開用資料の検討
- ◎ 予算科目の検討
 - ソフトウェアの導入も検討

〈H32年度〉

本格実施

H32年度からの本格実施を目指す

※解決すべき課題を踏まえ、ロードマップ作成

和泊町におけるセグメント分析 のねらいと今後の展開

鹿児島県和泊町総務課



①和泊町における公会計のこれまでの取り組み

2014

- ・和泊町公共施設等マネジメント推進プロジェクトチームの発足
⇒固定資産台帳整備，公共施設等総合管理計画の策定
- ・公会計に関する職員研修会の実施（2回）

2015

- ・固定資産台帳システム導入
- ・公会計・公共施設マネジメント先進団体視察
- ・バランスシート探検隊の実施

2016

- ・バランスシート探検隊の実施
- ・職員向け公会計研修会の実施（全7回）
- ・公会計先進団体視察研修
- ・和泊町公共施設等総合管理計画策定
- ・固定資産台帳の整備完了

2017

- ・バランスシート探検隊の実施
- ・職員向け公会計研修会の実施（全5回）
- ・和泊町公共施設等個別施設計画策定
- ・公共施設マネジメント先進団体視察研修

②固定資産台帳の整備

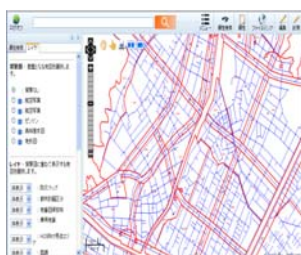
⇒固定資産台帳システム導入（備品管理システムと連携）

施設の基本情報のほか管理・運営情報も合わせて管理

The screenshot displays a web-based management system with three main panels:

- 基本情報 (Basic Information):** Includes fields for facility number (1302), name (和泊町実験農場), location (谷山4 2 7), and various administrative codes.
- 施設管理 (Facility Management):** Shows construction cost (60,325,210 円), purpose, and management status.
- 運営情報 (Operation Information):** Lists personnel (正職員: 0.00, 嘱託: 0.00, etc.), operation dates (2015/02/2), and maintenance status.

地図(GIS)



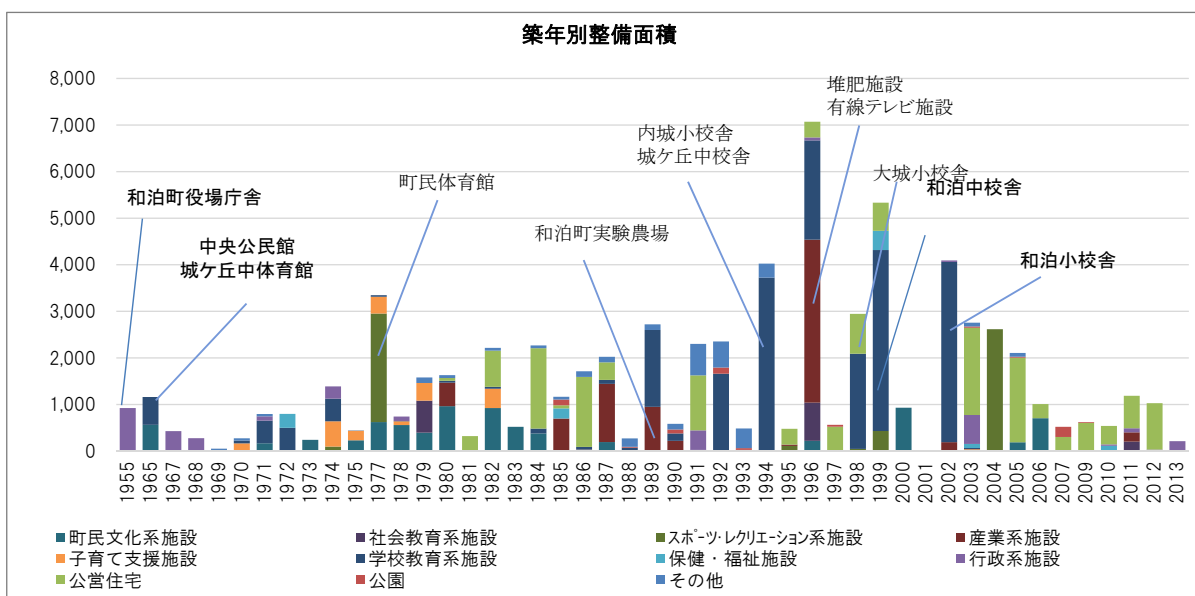
施設コスト情報



備品台帳の入力

A screenshot of a form for entering inventory data, titled '新規 備品台帳' (New Inventory). It includes fields for item name, quantity, and other details.

③固定資産台帳整備により明らかになった本町の公共施設の状況 ⇒公共施設（建物）の整備状況



◎本町の特徴と課題

- ・ 建築年の一番古い役場庁舎は建て替えが始まっているが、その次に古い中央公民館や城ヶ丘中学校体育館について検討が必要。
- ・ 町内の小中学校校舎については建て替えが全て完了。
- ・ 町独自の施設である「和泊町実験農場」や「有線テレビ施設」について、建築から20年以上経過しており管理体制や運営方法を含めた検討が必要。
- ・ 少子高齢化や人口減少、住民ニーズの変化に対応した公共施設のあり方とは？

④固定資産台帳の整備により明らかになった本町の公共施設の状況⇒公共施設（建物）の保有量と他団体比較

【全国での比較】

	人口一人当面積 (㎡/人)
全国平均	3.22
政令指定都市	3.44
25万人以上	1.92
10～25万人未満	2.89
5～10万人未満	3.56
3～5万人未満	4.83
1～3万人未満	5.24
1万人未満	10.61

◎本町の特徴

- ・ 県内離島団体の中では平均的な床面積
- ・ 全国平均と比較するとかなり多い
- ・ 地理的な特殊性もあるが、人口減少等を考えるとこのままで良いのか？

【県内離島市町村との比較】

団体名	住民基本台帳 登録人口(人) (H25.3.31現在)	ハコモノ面積(㎡) (H25.3.31現在)	人口一人当 (㎡/人)
十島村	604	36,722	60.80
三島村	326	17,731	54.39
大和村	1,643	41,339	25.16
宇検村	1,896	43,601	23.00
喜界町	7,802	107,456	13.77
屋久島町	13,513	161,207	11.93
龍郷町	6,066	72,108	11.89
南種子町	6,084	71,899	11.82
知名町	6,541	72,291	11.05
徳之島町	11,682	124,085	10.62
和泊町	7,096	73,428	10.35
天城町	6,540	62,471	9.55
長島町	11,373	107,760	9.48
伊仙町	7,070	66,119	9.35
中種子町	8,620	75,813	8.80
奄美市	45,444	388,124	8.54
与論町	5,436	44,676	8.22
瀬戸内町	9,692	79,294	8.18
西之表市	16,567	128,706	7.77

※データは平成25年度時点のものです。

⑤和泊町のセグメント分析の目的

◎和泊町公共施設等総合管理計画における目標

- ⇒①今後40年間で公共施設総床面積の30%削減
- ②公共施設の利活用促進

◎目標①②を達成するための方策は？

- ⇒①利用者や利用頻度の少ない施設の廃止や統合
- ②所期の目的を達成した施設や事業の廃止
- ③他の団体に無い本町独自施設の民間譲渡等の検討

◎方策①～③を実施するためにどのような方法を用いるか？

- ⇒①他の団体の同施設や類似施設等との比較（管理運営は適切か）
- ②歳入・歳出以外の非財務情報を活用した比較（役立ちはどうか）

➡ 施設別セグメント分析の実施

⑥セグメント分析ワーキンググループにおける分析の対象施設・理由

施設名	理由	個別計画における方針
和泊町実験農場	設置から20年以上が経過し、初期の目的を達成したことや稼働状況の著しく低い施設があることから、施設の運営を含めた在り方について根本的な検討が必要。	機能が重複する施設もあることから、施設の統廃合を検討。また、施設の機材等の利用料等の受益者負担の見直しを行う。
和泊町有線テレビスタジオ	平成26年度から自主放送番組制作のみ民間委託を行っている。機器類の管理や加入者情報管理・利用料管理は担当課が行っているが、施設の管理を含めた委託について検討が必要。	個別計画において「現状維持」との方向性は示されているが、自主放送番組制作業務と施設の管理運営を含めた包括的な業務委託の検討を行う。
和泊町立図書館	建設後30年以上が経過し、施設の老朽化や耐震性の問題がある。また、現在の位置では十分な数の駐車場の確保が困難なことから、機能の移転や複合施設の建設などの検討が必要。	機能移転・複合化、または必要な改修工事を行うとの方向性が示された。利用者数などから町民に最も利用されている施設であることから、利便性等も考慮した施設のあり方について検討する必要がある。
和泊町中央公民館	施設の老朽化や耐震性の問題がある。また、現在の位置では十分な数の駐車場の確保が困難なことから、機能の移転や複合施設の建設などの検討が必要	機能移転・複合化を行うとの方向性が示された。図書館と同様に利用者の多い施設であることから利便性等を考慮した施設のあり方を検討する必要がある。

⑦和泊町で用いるセグメント分析の手法等（案）

項目	説明
分析の目的	公共施設再編や統廃合といった施設マネジメントへ活用する。また、公共施設の統廃合等の議論に際し、歳入歳出決算書では表せない資産に関する情報も掲載することで町民への情報提供の充実を図る。
セグメントの設定	施設別のセグメント分析を行い、将来的には事業別や課別等についても広げていく。また、行政規模が小さいことから地域別や世代別、産業別などの観点も検討していく。
対象範囲	和泊町公共施設等個別施設計画において統廃合や民間譲渡、建て替えの検討が必要と判断された施設について行う。様式等の整備を来年度行う。
共通資産	分析対象施設の共通資産については面積比により配賦する。町の共通資産（庁舎や全庁的に利用する物品等）については配賦しない。
共通費	複合施設などの光熱水費などは面積比など客観的に判断できる基準により配賦する。配賦する経費や施設管理原課に予算配分されたものとし、間接経費（総務部門等に計上された経費）については配賦しない。
人件費	人件費については平均支給額×職員数により算出したものとする。平均支給額については地方財政状況調査及び給与実態調査により算出する。補助職員等については人件費に含めない。
退職手当引当金・繰入額の配賦基準	退職手当引当金・繰入額については、平均単価×職員数により算出したものとする。平均単価については、健全化判断比率算定様式4⑤A表より算出した単価とする。
賞与引当金・繰入額の配賦基準	賞与引当金・繰入額については、平均単価×職員数×4/6により算出したものとする。平均単価については決算翌年度6月支給額から算出する。
地方債の配賦基準	起債台帳に基づき各施設に配賦する。複合施設については面積比により按分し配賦する。複数の事業分を一括で借入した場合は事業費により按分する。臨時財政対策債は配賦しない。
分析に用いる非財務情報	利用者数や運営日数など分析を行う担当者が把握可能な情報を用いる。非財務情報については他団体や類似施設との比較可能なものであることを考慮する。

⑧和泊町におけるセグメント分析の課題と対策

課題①分析に必要なデータ収集や更新，財務書類等の作成に向けた体制づくりはどうか。

⇒本町では**公共施設等マネジメントプロジェクトチーム（以下PT）**が組織され，PTを中心として公共施設白書や公共施設等総合管理計画を作成してきた。また，庁内各課からPTメンバーが選任されており，固定資産台帳や施設カルテの更新もPTメンバーが行っていることから，**セグメント分析についてもPTを中心に作業を行う。**

課題②セグメント分析が職員の業務負担の増加に繋がらないか。

⇒分析が職員の負担増とならないよう，配賦基準や方法等については基本的に簡素なものとする。ただし，セグメント分析の目的によっては精緻な基準を用いることも検討する。**セグメント分析の考え方や活用（何のため）が職員や町民に広く浸透することが重要ではないか。**

課題③分析結果をどのように議会や町民に情報提供していくか。

⇒分析した情報（結果）を**議会や町民に提供することで行政コストの見える化**が図られることから，決算付属書類や財政公表資料として活用していく。公表するセグメント（施設・事業）については，全施設・事業を対象とするか，一部とするかは今後検討していく。現在，事務事業評価として「**仕事振り返りシート**」を作成し**決算付属資料として活用しているが，このシートの内容の充実のためセグメント分析情報を掲載する。**

⑨和泊町における公会計及びセグメント分析の今後の展開

2018

- ・セグメント分析に関するワーキンググループ（WG）参加
- ・WGでの取組内容の実践（他の施設での分析の実施）
- ・公共施設等総合管理計画及び個別計画の見直し（継続）
- ・セグメント分析に係る庁内基準の策定
- ・財務書類作成のための庁内体制の構築（システム整備）

2019

- ・固定資産台帳更新等の作業効率化
- ・仕事振り返りシート（事務事業評価）の充実
- ・他団体へのセグメント分析手法の情報提供
- ・財務会計システム更新に伴う予算科目の見直しの検討
- ・事業別セグメント分析の手法の検討

2020

- ・事業別セグメント分析の実施
- ・仕事振り返りシートの充実（事業別・施設別）
- ・他団体との比較・分析（施設別・事業別）
- ・公会計情報を活用したPDCAサイクルの確立

見直し後の債務償還可能年数算定式（参考）

見直し後の算定式

$$\text{債務償還可能年数} = \frac{\text{将来負担額}(\ast 1) - \text{充当可能財源}(\ast 2)}{\text{経常一般財源等(歳入)等}(\ast 3) - \text{経常経費充当財源等}(\ast 4)}$$

※平成28年度決算に係る地方財政状況調査様式及び健全化判断比率算定様式における該当箇所は、以下のとおり。
 ※なお、調査様式等の変更に伴い、該当箇所が変更となる可能性がある。
 注)〇表○行(○)は、地方財政状況調査様式の表・行・列を表す。

将来負担額	
地方債の現在高	健全化判断比率算定様式 (総括表④)
債務負担行為額に基づき支出予定額	
公営企業債等繰入見込額	
組合負担等見込額	
還贈手当負担見込額	
設立法人等の負債額等負担見込額	
連結実質赤字額	
組合連結実質赤字額負担見込額	
合計	※1

充当可能財源	
充当可能基金残高	健全化算定様式(総括表④)
充当可能特定歳入	
合計	
合計	※2

債務償還可能年数

経常一般財源等(歳入)等

経常一般財源等	都道府県分	05表27行(6)
	市町村分	05表31行(6)
減収補てん債特例発行額	都道府県分	05表25行(1)
	市町村分	05表29行(1)
臨時財政対策債特例発行可能額	健全化判断比率算定様式 (総括表①)	
合計		※3

経常経費充当財源等

$$\text{経常経費充当財源等(1)-(2)} = \text{※4}$$

※経常経費充当財源等は、経常経費充当一般財源等から下記イ～ニの合計を控除した額

経常経費充当一般財源等(1)

※地方財政状況調査様式「世別経費の状況」(都道府県は15表、市区町村は14表)の小計(1～11(市区町村は10))5列と一致する。

義務的経費	都道府県分	人件費①	扶助費②	公債費③	積立金⑦	貸付金⑨	繰出金⑩	前年度繰上費用⑪
	市町村分	15表01行(5)	15表06行(5)	15表08行(5)	14表05行(5)	14表09行(5)	15表14行(5)	15表16行(5)
その他の経費	都道府県分	物件費④	維持補修費⑤	補助費等⑥	15表12行(5)	15表13行(5)	15表14行(5)	15表15行(5)
	市町村分	15表04行(5)	15表05行(5)	15表07行(5)	14表03行(5)	14表04行(5)	14表14行(5)	14表15行(5)
①～⑩の合計		(1)						

イロハニの合計(2)

イ 公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	健全化判断比率算定様式 (総括表③の⑥)
ロ 公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てられたと認められる繰入額	健全化判断比率算定様式 (総括表③の④)
ハ 一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	健全化判断比率算定様式 (総括表③の⑤)
ニ 元金償還金	都道府県分 15表09行(5)
	市町村分 14表10行(5)
合計	(2)